教育委員会定例会審議結果

１　担当部署名	守谷市教育委員会　学校教育課
２　件　　名	令和６年１２月教育委員会定例会
３　概　　要	**１　開催日時** 令和６年１２月２６日（木曜日）午後１時２５分～午後２時２３分 **２　開催場所** 守谷市役所　全員協議会室 **３　教育長及び各委員の出欠状況** ４名出席（河原健教育長職務代理者，椎名和良委員、辺見委員、萩谷委員） **４　説明のための職員出席者等（職員数５名）** 教育部長　小林　伸稔 教育部参事　古橋　雅文 生涯学習課長補佐　岡本　修一 学校教育課長　前川　優子 教育指導課長　村松　静 給食センター長　鈴木　林 中央図書館長　平塚　恭子 事務局員（学校教育課）　１名 **５　傍聴人** なし **６　議題** **【議決事項】** **（議決）** （１）議案第４３号　教育長職務代理者から教育部長への事務執行の委任について （２）議案第４４号　守谷市いじめ防止基本方針の一部改正について （３）議案第４５号　守谷市立小中学校非常勤講師取扱い要綱の一部改正について （４）議案第４６号　守谷市いじめ問題重大事態調査委員の委嘱について **【協議事項】** （１）協議第　７号　守谷市立小中学校就学援助費交付要綱に定める援助費目追加及び中学生校外活動費（宿泊有：スキー学習）の金額変更について **【報告事項】** （１）報告第１５号　守谷市立小中学校適正配置基本方針（案）に係るパブリック・コメントの実施について （２）報告第１６号　守谷市外国語指導助手派遣業務優先契約候補者の

	選定結果について （３）報告第１７号　令和６年度守谷市議会１２月定例月議会について （教育委員会所管分）
４　今後の状況	次回は，令和７年１月２４日（金曜日）午後１時３０分から開催予定

令和６年１２月教育委員会定例会

会　議　資　料

日　時　令和6年12月26日（木）

午後１時３０分から

場　所　守谷市役所　全員協議会室

令和６年１２月教育委員会定例会
会　議　次　第

日　時　令和6年12月26日（木）
　　午後１時３０分から
場　所　守谷市役所　全員協議会室

１　開　　会

２　会議録署名人指名

３　議決事項

議案第　43　号　教育長職務代理者から教育部長への事務執行の委任について

議案第　44　号　守谷市いじめ防止基本方針の一部改正について

議案第　45　号　守谷市立小中学校非常勤講師取扱い要綱の一部改正について

議案第　46　号　守谷市いじめ問題重大事態調査委員の委嘱について

４　協議事項

協議第　7　号　守谷市立小中学校就学援助費交付要綱に定める援助費の費目追加及び中学生校外活動費（宿泊有：スキー学習）の金額変更について

５　報告事項

報告第　15　号　守谷市立小中学校適正配置基本方針（案）に係るパブリック・コメントの実施について

報告第　16　号　守谷市外国語指導助手派遣業務優先契約候補者の選定結果について

報告第　17　号　令和６年守谷市議会１２月定例月議会について（教育委員会所管分）

６　その他

議案第４３号

教育長職務代理者から教育部長への事務執行の委任について

守谷市教育委員会事務局組織規則第４条第３項の規程により、教育長職務代理から教育部長が委任を受け、職務を行うことについて同意を求める。

令和６年１２月２６日　提　出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長　　町　田　香
令和６年１２月　　日　原案　決

提案理由

本案は、１２月３１日に町田教育長が退任するのに伴い、後任の教育長が就任するまでの間、教育長職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難であるため、教育部長に委任するものです。

議案	頁数
43号	1

参考資料

○守谷市教育委員会事務局組織規則（抜粋）

（趣旨）

第１条　この規則は，守谷市教育委員会の事務局内部組織及び職員の職の設置について定めるとともに，その分掌事務を明確にし，もって教育委員会の権限に属する事務の適正かつ能率的な運営を図るものとする。

（中略）

（教育部長）

第４条　事務局に教育部長を置く。

２　教育部長は，教育長の命を受け，事務局の事務を整理し，教育長を補佐する。

３　教育部長は，教育長職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合は，教育長職務代理者の委任を受け，その職務を行うものとする。

議案	頁数
43号	2

議案第４４号

守谷市いじめ防止基本方針の一部改正について

本方針中の
(7)　相談窓口の周知
③　「適応指導教室(「はばたき」)事業及びその事業を通した支援内容の周知に努める。」中「適応指導教室（「はばたき」）」を削り、フリースペース（「はばたき」）とする。

令和６年１２月２６日　提　出
守谷市教育委員会
教育長　　町田　　香
令和６年１２月２６日原案　決

提案理由
文部科学省通知文「令和４年６月10日付け「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について（通知）」において、従来使用していた「適応指導教室」の呼称について、不登校児童生徒や保護者にとって抵抗感を減らし親しみやすいものにするため、「教育支援センター」若しくは各教育委員会等において工夫された名称とするよう記されていることから、通称、適応指導教室「はばたき」をフリースペース「はばたき」とするため。

議案	頁数
44号	1

議案	頁数
44号	2

守谷市いじめ防止基本方針新旧対照表

改　正	現　行
2　守谷市及び守谷市教育委員会の取組 （7）　相談窓口の周知 ③　フリースペース（「はばたき」）事業及びその事業を通した支援内容の周知に努める。	2　守谷市及び守谷市教育委員会の取組 （7）　相談窓口の周知 ③　適応指導教室（「はばたき」）事業及びその事業を通した支援内容の周知に努める。

議案第４５号

守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱の一部改正について

守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱（平成２４年守谷市教育委員会告示第５号）の様式第３号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

令和 ６ 年１２月２６日　提　出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長　　町 田　　香
令和 ６ 年１２月　　日原案　決

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行により刑法が改正され、「懲役」「禁錮（禁固）」が「拘禁刑」に改められたため。

議案	頁数
45号	1

議案 45号
頁数 2

守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱新旧対照表

改　　正	現　　行
様式第３号（第２条関係） 拘禁刑	様式第３号（第２条関係） 禁固

様式第３号（第２条関係）

【別記２】

誓　　書

現住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名

年　　月　　日生

私は，次の各号に該当しないことを誓います。

１　成年被後見人又は被保佐人

２　拘禁刑以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

３　守谷市において懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から２年を経過しない者

４　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって，地方公務員法第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

５　日本国憲法施行の日以降において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者

６　教育職員免許状がその効力を失い，当該失効の日から３年を経過しない者

７　教育職員免許状取上げの処分を受け，当該処分の日から３年を経過しない者

年　　月　　日

氏　　名　　印

議案	頁数
45号	3

議案第４６号

守谷市いじめ問題重大事態調査委員の委嘱について

下記の者を守谷市いじめ問題重大事態調査委員に委嘱にしたいので、守谷市教育委員会事務委任規則第２条第７号の規定により議決を求める。

	委嘱区分 守谷市いじめ問題重大事態調査委員会及び守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会設置条例第３条	新(再)任者	前任者	理由
1	弁護士	谷村　紀代子	谷村　紀代子	任期満了のため
2	心理学又は福祉学の専門家	杉江　好子	広瀬　克紀	任期満了のため
3	心理学又は福祉学の専門家	森本　純代	杉江　好子	任期満了のため
4	心理学又は福祉学の専門家	吉田　清子	慶野　好子	任期満了のため
5	教育委員会が適当と認める者	岡崎　慎治	半田　一郎	任期満了のため

新委員の任期

令和６年１２月２４日から令和９年１２月２３日まで

令和６年１２月２６日　提　出
守谷市教育委員会
教育長　町田　香
令和６年１２月２６日　原案　決

提案理由

本案は、守谷市いじめ問題重大事態調査委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱するものです。

議案	頁数
46号	1

協議第７号

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱に定める援助費の費目追加及び中学生校外活動費（宿泊有：スキー学習）の金額変更について

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱に定める援助費の費目追加及び中学生校外活動費（宿泊有：スキー学習）の金額変更について、以下のとおり協議を求める。

１　援助費の費目の変更

ＰＴＡ会費の追加

（理由）

ＰＴＡとは、子どもの健全育成や学校生活の充実を目的に、保護者と先生、地域社会とが協力して活動する社会教育団体であり、ＰＴＡ会費は組織の維持及び運営と会員活動のために使われている。守谷市教育委員会としてもＰＴＡ活動を推進しているところから、ＰＴＡ活動のより一層の推進のため、加入に当たり経済的な理由が障がいとならないよう、準要保護に認定されている児童・生徒の保護者のＰＴＡ会費について費目として追加し、補助していく。

（交付額）

要保護児童生徒援助費補助金予算単価を上限とする。

※参考：令和６年度は小学校 3,450 円　中学校 4,260 円

（県内のＰＴＡ活動費支給状況）

水戸市、日立市、結城市、龍ヶ崎市、常陸太田市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、東海村、大子町、美浦村、阿見町、五霞町、境町

（１７／４３）※１市町村回答無

２　中学校校外学習活動費（宿泊有：スキー学習）の金額の変更

（理由）

中学校の校外学習費（宿泊有：スキー学習）については、実際に掛かった経費と要保護児童生徒援助費補助金予算単価の差が大きく、補助率は２割に満たない状況となっている。このため、実際に校外学習で掛かった経費（土産、小遣い等除く）を補助することで、保護者の負担を軽減するとともに、子どもたちに学校外での集団活動や多様な体験の機会を提供する。

（交付額）

校外学習費（宿泊を伴うもの）の単価 6,210 円（要保護児童生徒補助金予算単価限度額）から、スキー学習で実際に掛かった経費（土産、小遣い等を除く）とする。経費計算は、各中学校から提出される決算報告書により算出する。

（令和５年度各中学校校外活動費（スキー宿泊）の決算報告額）

・守谷中学校：49,939 円

・愛宕中学校：47,755 円

協議	頁数
7号	1

・御所ケ丘中学校：40,669円
・けやき台中学校：47,350円

（県内の校外学習支給状況）

・実費：水戸市、日立市、土浦市、結城市、笠間市、潮来市、鉾田市、大洗町、城里町
・常総市：交通費見学料実費
・日立太田市：上限50,000円
・取手市：上限22,690円
・牛久市：実費の2分の1
・つくばみらい市：実費（宿泊費除く）
・小美玉市：スキー教室は実費
・茨城町：上限20,000円

3　適用については、令和7年4月1日からの予定とする。

令和 6 年12月26日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長　 町 田　 香

協議	頁数
7号	2

報告第１５号

守谷市立小中学校適正配置基本方針（案）に係るパブリック・コメントの実施について

守谷市通学区域審議会で審議しておりました「守谷市立小中学校適正配置基本方針（案）」について、別紙のとおりパブリック・コメントを実施することを報告いたします。

パブリック・コメント実施概要

（１）公表資料

守谷市立小中学校適正配置基本方針（案）

（２）期間

令和７年１月１５日(水)～２月１４日(金)

令和 ６ 年１２月２６日 報告

守 谷 市 教 育 委 員 会

守谷市教育長　町田　香

報告	頁数
15号	1

守谷市立小中学校適正配置基本方針（案）

令和6年●月

守谷市教育委員会

報告	頁数
15号	2

目次

I. 基本方針の策定にあたって 1
1. 方針策定の目的 1
2. 方針の期間 1
3. 基本方針の位置づけ 1

II. 学校を取り巻く現状と課題 2
1. 児童生徒数・学級数の動向 2
(1) 人口の推移と将来推計 2
(2) 児童生徒数の推移と将来推計 3
2. 学校規模の現状と推移 4
3. 学校施設の状況 8
4. 特別支援教育の現状と課題 11

III. 適正規模・適正配置基本方針 12
1. 方針実現のための基準 12
(1) 適正な学校規模 12
(2) 通学距離の目安 16
2. 学校規模の適正化方策 17
(1) 基本的な考え方 17
(2) 適正配置を検討する時期 17
(3) 適正規模に近づけるための一般的な対応策 18
(4) 本市における適正配置の実施に向けて 19
3. 中学校区ごとの今後の動向と方向性 21
(1) 守谷中学校区 21
(2) 愛宕中学校区 22
(3) 御所ケ丘中学校区 23
(4) けやき台中学校区 24

IV. 推進に向けて 25
1. 今後の検討の進め方 25
2. 推進方法と体制 25
3. 留意事項 25

報告	頁数
15号	3

I. 基本方針の策定にあたって

1. 方針策定の目的

本市は県南地区に位置し、旧日本住宅公団等による宅地開発の影響で、昭和 50 年代からこれまで人口は増加傾向にあり、必要な教室の確保のために多くの学校施設を整備してきました。

近年は特に、つくばエクスプレスの開業を背景に守谷駅周辺の住宅開発が進み、過大規模校が出現する一方、少子化により児童生徒数の減少が進んでいる地区も発生している状況です。

本方針は、「子どもたちにとって望ましい教育環境を確保する」という観点で、小中学校の適正規模を設定するとともに、「適正規模（子どもたちにとって望ましい環境）の学校を、市全体で中長期的に持続させる」ことを目的として策定します。

2. 方針の期間

本方針の期間は令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間とします。なお、教育制度の変更や社会情勢の変化、児童生徒数推計の推移などに的確に対応していくため、5 年毎に計画の見直しを行うこととします。

ただし、国の教育制度における大幅な変更や社会情勢の変化が生じたとき、または児童生徒数推計に大幅な変化が生じた際には必要に応じて見直しを行います。

3. 基本方針の位置づけ

本方針は、守谷市の目標を実現するための基本的な方向性を示す「守谷市教育大綱」や「学校教育プラン」、分野横断的に施設面における基本的な取組みの方向性を示す「守谷市公共施設等総合管理計画」、学校施設の整備計画である「学校施設長寿命化計画」などと整合を図り、策定しています。

■本方針の位置づけ

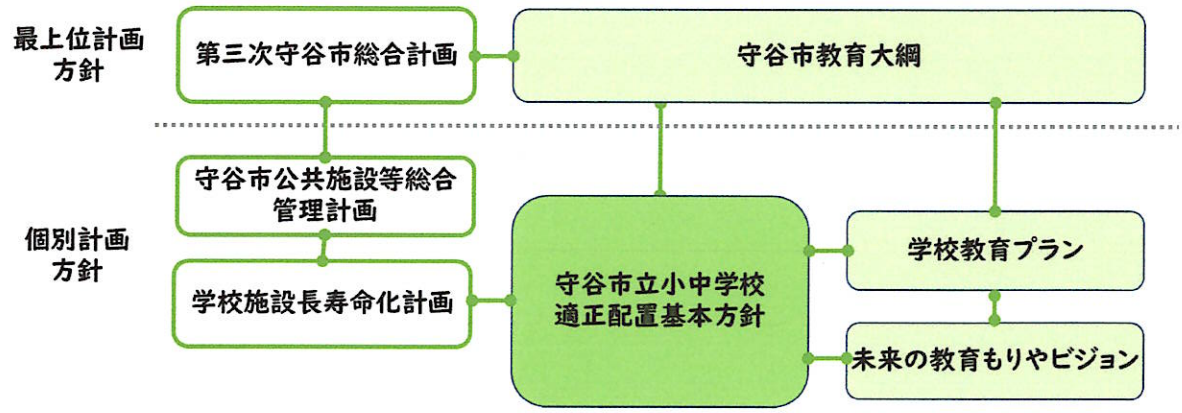

報告	頁数
15号	4

II. 学校を取り巻く現状と課題

1. 児童生徒数・学級数の動向

（1）人口の推移と将来推計

本市では、つくばエクスプレス開業や松並青葉土地区画整理事業に伴う分譲住宅・マンションの集中的な供給増加等による人口増加基調が続いています。

令和6年度守谷市児童生徒数推計における将来人口推計では、守谷市の総人口は令和 6（2024）年度に 70,616 人のピーク人口となり、その後は減少に転じ、令和26（2046）年度時点で64,394 人に減少することが予想されています。

なお、令和 2 年国勢調査実績等を基に独自に将来人口推計を行った第三次守谷市総合計画「人口ビジョン」においては、令和 12（2030）年にピーク人口 70,731 人となった後、減少傾向に転じると予想していますが、これは様々な戦略展開効果を見込んだ数値となっています。本方針では学校区毎の推移を的確に把握する必要があるため、学校区を構成する行政区単位で推計を行った教育委員会独自の「守谷市児童生徒数推計」を基礎資料としていきます。

■守谷市の総人口の推移と将来推計

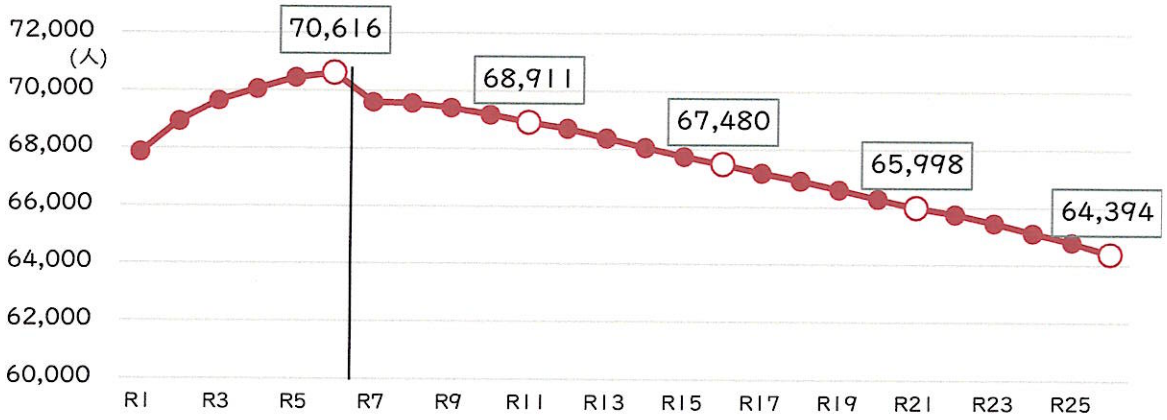

出典：令和6年度守谷市児童生徒数推計業務（令和6年11月）

(注1)令和6年度守谷市児童生徒数推計は令和6年 5 月 1 日時点の住民基本台帳人口が基準

推計値には、令和6年度時点で確定している以下開発地区（完了済地区も含む）を含めて算出しています

新守谷駅周辺地区（土地区画整理事業）、中央 4 丁目（共同住宅）、中央 2 丁目（共同住宅）、本町地区（戸建て開発・共同住宅）、御所ケ丘 4 丁目（共同住宅）

報告 15号 頁数 5

（2）児童生徒数の推移と将来推計

市立小学校の児童数は近年横ばいで推移していましたが、令和 3（2021）年度の 4,252 人をピークに減少に転じており、令和 6（2024）年度では 4,131 人となっています。推計では、10 年後の令和 16（2034）年度で 3,124 人と令和 6（2024）年度比で約 24%減少する見込みとなっています。

中学校の生徒数は近年微増傾向にありましたが、令和 6（2024）年度では 1,913 人と減少に転じています。推計では今後も減少傾向が続き、10 年後の令和 16（2034）年度には 1,620 人と、令和 6（2024）年度比で約 15%減少する見込みとなっています。

■児童生徒数及び学級数の推移と将来推計

【将来人口推計（児童数・教室数の推移）－市全体（小学校）】

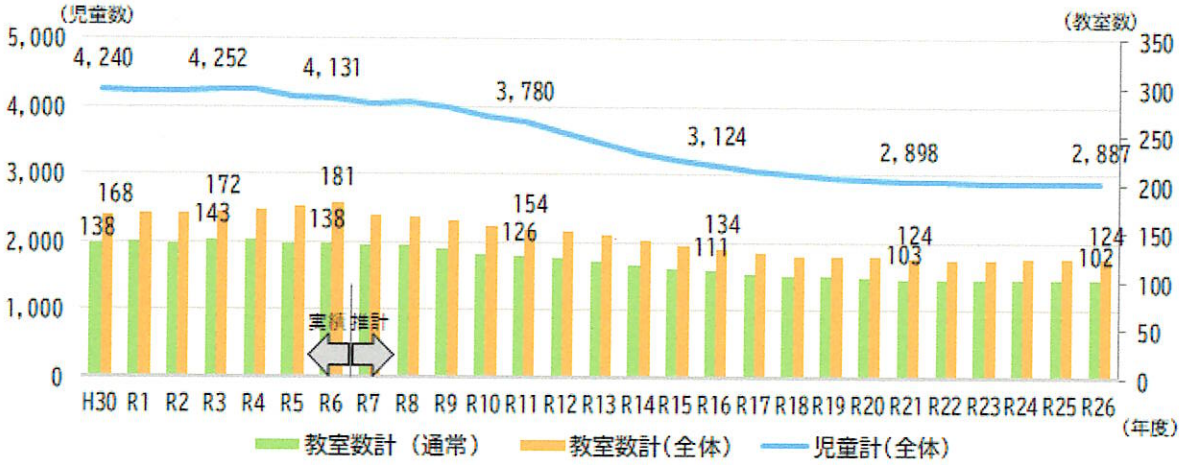

【将来人口推計（生徒数・教室数の推移）－市全体（中学校）】

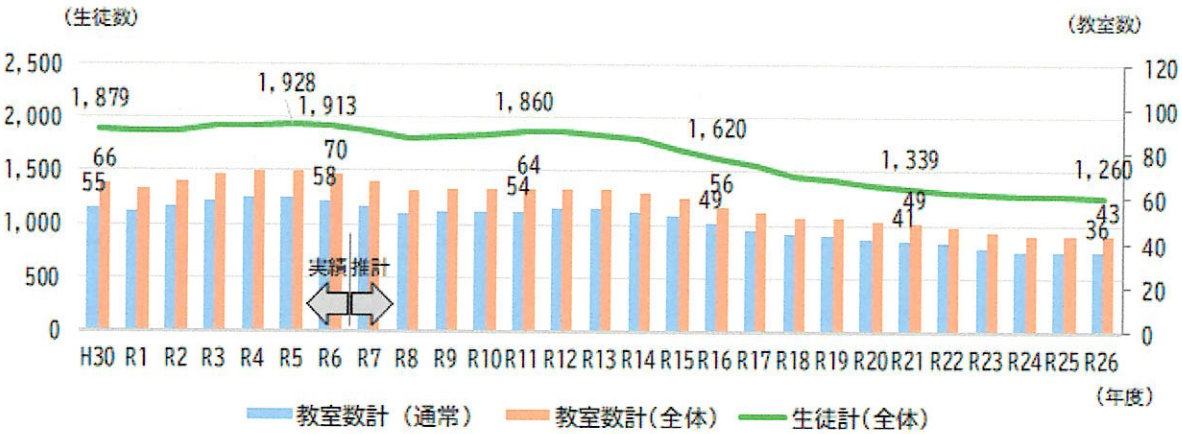

出典：「令和6年度守谷市児童生徒数推計業務」報告書

報告	頁数
15号	6

2. 学校規模の現状と推移

（1）年少人口率から見た現状と推移

■小学校区ごとの年少人口（0歳から14歳）率の推移

年少人口はしばらく、黒内小学校区と郷州小学校区を除く小学校で減少します。年少人口率は郷州小学校区以外の全ての小学校区で低下し、令和 16（2034）年度には黒内小学校区、松ケ丘小学校区以外は全て 10%未満となる見込みとなっています。

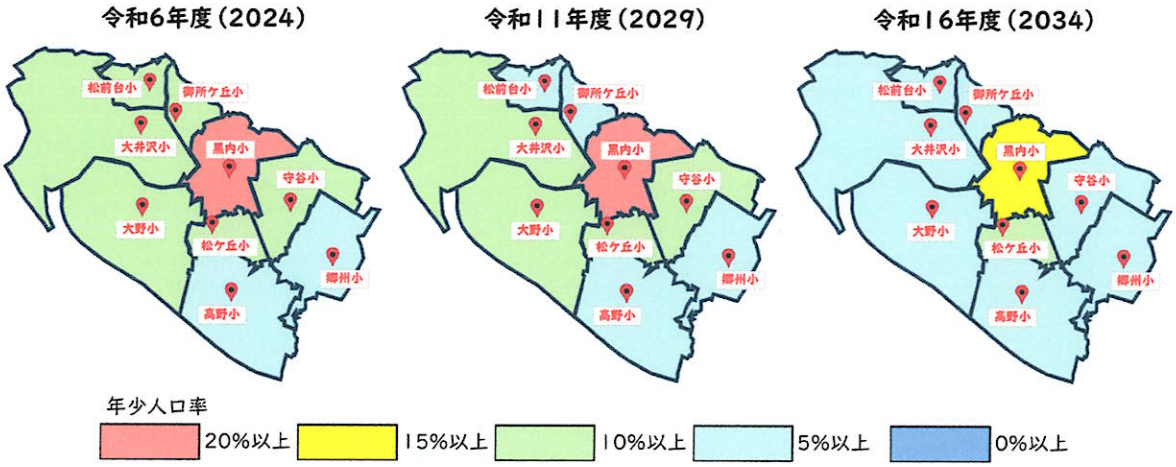

年少人口（人）

	R6年度	R11年度	R16年度
大井沢小学校区	909	752	664
大野小学校区	357	273	220
高野小学校区	475	370	339
守谷小学校区	1,695	1,430	1,359
黒内小学校区	2,927	3,001	2,408
御所ケ丘小学校区	627	523	464
郷州小学校区	680	741	717
松前台小学校区	621	489	423
松ケ丘小学校区	1,210	1,023	943

年少人口率

	R6年度	R11年度	R16年度
大井沢小学校区	11.7%	10.5%	9.8%
大野小学校区	12.0%	10.3%	9.0%
高野小学校区	9.1%	7.8%	7.6%
守谷小学校区	14.3%	12.1%	9.1%
黒内小学校区	23.6%	22.6%	17.2%
御所ケ丘小学校区	10.0%	8.7%	8.2%
郷州小学校区	7.9%	9.0%	9.2%
松前台小学校区	10.9%	9.3%	8.7%
松ケ丘小学校区	12.3%	10.8%	10.3%

出典：「令和6年度守谷市児童生徒数推計業務」報告書

報告	頁数
15号	7

■中学校区ごとの年少人口（0歳から14歳）率の推移

年少人口はしばらく、守谷中学校区を除く全ての中学校区で減少する見込みです。10 年後の、令和 16（2034）年度には守谷中学校区の年少人口率が 16.0%、愛宕中学校区が 10.4%、けやき台中学校区が 9.4%、御所ケ丘中学校区が 8.9%にまで低下する見込みとなっています。

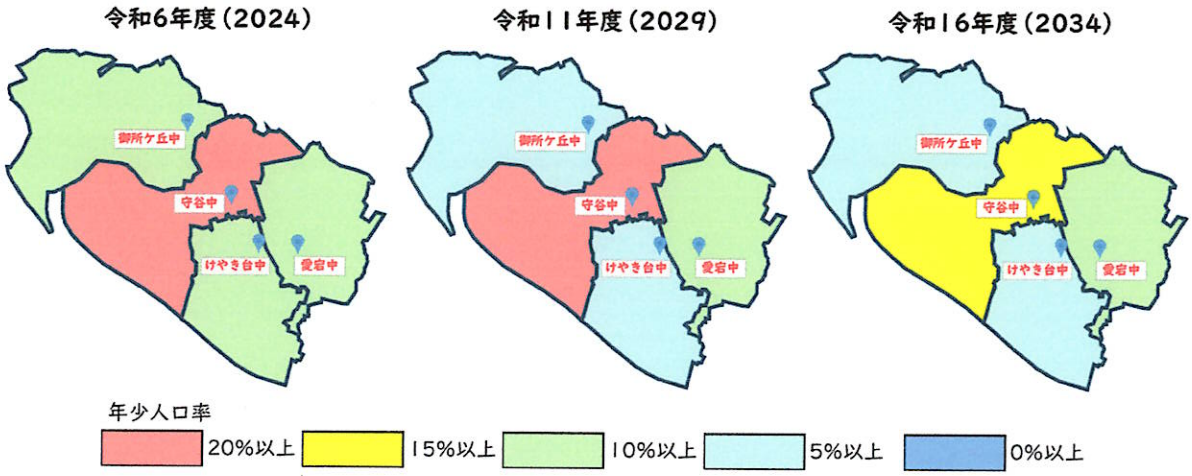

年少人口（人）

年少人口（人）	R6年度	R11年度	R16年度
守谷中学校区	3,284	3,274	2,628
愛宕中学校区	2,375	2,171	2,076
御所ケ丘中学校区	2,157	1,764	1,551
けやき台中学校区	1,685	1,393	1,282

年少人口率

年少人口率	R6年度	R11年度	R16年度
守谷中学校区	21.3%	20.6%	16.0%
愛宕中学校区	11.6%	10.7%	10.4%
御所ケ丘中学校区	10.9%	9.6%	8.9%
けやき台中学校区	11.2%	9.8%	9.4%

出典：「令和6年度守谷市児童生徒数推計業務」報告書

報告	頁数
15号	8

（2）児童生徒数から見た現状と推移

■小学校区ごとの児童数の推移

児童数はしばらく、黒内小学校（令和8年度 1,318 人がピーク）及び特定地域選択制度による通学先の御所ケ丘小学校（令和 12 年度 362 人がピーク）、郷州小学校（令和 12 年度 456 人がピーク）では増加しますが、それ以外の 6 小学校では減少する見込みとなっています。

10 年後の令和 16（2034）年度における令和 6（2024）年度比の増減率をみると、郷州小学校および御所ケ丘小学校を除く 6 小学校で減少し、大井沢学校、大野小学校、守谷小学校、黒内小学校、松前台小学校、松ケ丘小学校では約 30%以上減少する見込みとなっています。

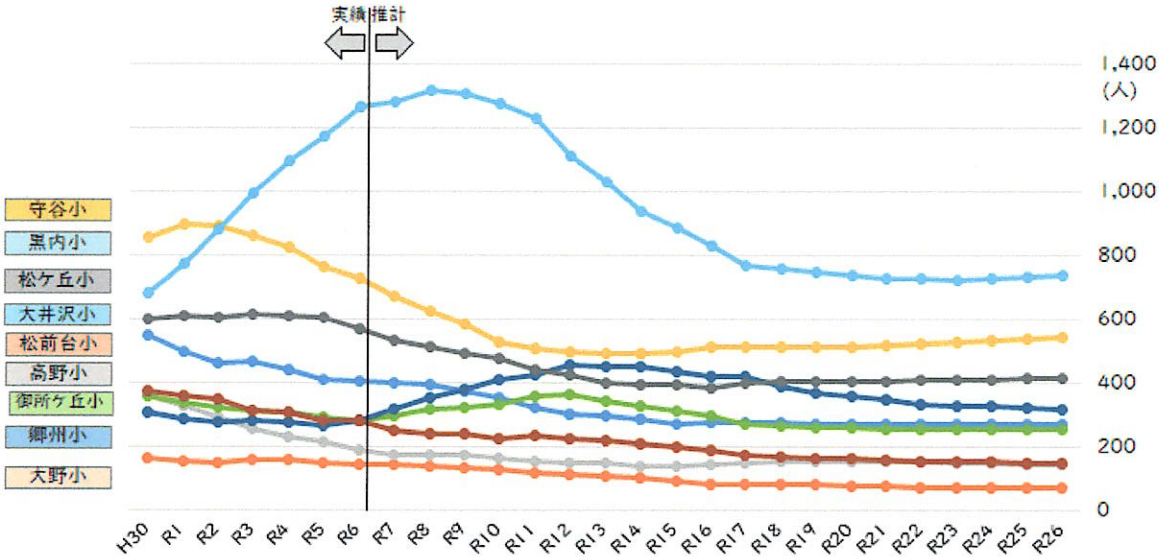

児童数の推計（人）

	R6年度	R11年度	R16年度
大井沢小学校区	404	324	276
大野小学校区	141	118	82
高野小学校区	188	150	143
守谷小学校区	727	509	510
黒内小学校区	1,268	1,231	829
御所ケ丘小学校区	280	359	295
郷州小学校区	278	423	421
松前台小学校区	278	232	189
松ケ丘小学校区	567	441	385

児童数の増減率（R6年度比）

	R11年度	R16年度
大井沢小学校区	-19.8%	-31.7%
大野小学校区	-16.3%	-41.8%
高野小学校区	-20.2%	-23.9%
守谷小学校区	-30.0%	-29.8%
黒内小学校区	-2.9%	-34.6%
御所ケ丘小学校区	28.2%	5.4%
郷州小学校区	52.2%	51.4%
松前台小学校区	-16.5%	-32.0%
松ケ丘小学校区	-22.2%	-32.1%

出典：「令和6年度守谷市児童生徒数推計業務」報告書（特定地域選択制を利用した推計値）

報告 15号 | 頁数 9

■中学校区ごとの生徒数の推移

生徒数は守谷中学校を除く３中学校で減少する見込みです（守谷中学校は令和 12 年度が769人のピーク）。10 年後の、令和 16（2034）年度には守谷中学校が 24.8%の増加となる一方で、けやき台中学校が 38.6%の減少、御所ケ丘中学校が 27.2%の減少、愛宕中学校が 20.8%の減少となる見込みです。

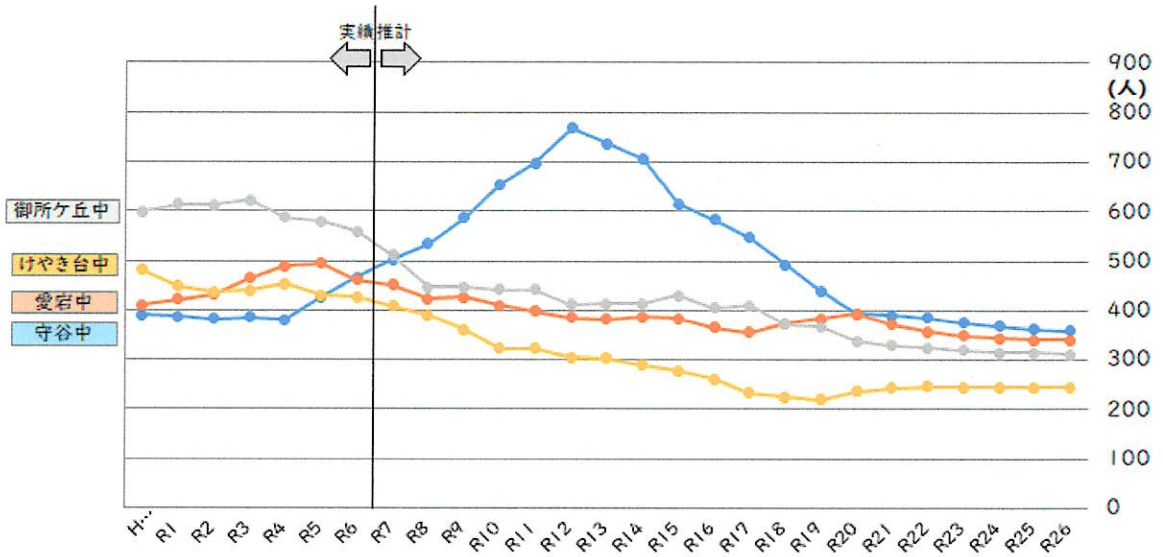

生徒数の推計（人）

年少人口（人）	R6年度	R11年度	R16年度
守谷中学校区	467	697	583
愛宕中学校区	461	399	365
御所ケ丘中学校区	558	441	406
けやき台中学校区	427	322	262

生徒数の増減率（R6年度比）

年少人口率	R11年度	R16年度
守谷中学校区	49.3%	24.8%
愛宕中学校区	-13.4%	-20.8%
御所ケ丘中学校区	-21.0%	-27.2%
けやき台中学校区	-24.6%	-38.6%

出典：「令和6年度守谷市児童生徒数推計業務」報告書（特定地域選択制を利用した推計値）

報告	頁数
15号	10

3. 学校施設の状況

本市では、令和 6（2024）年 2 月に改訂した「守谷市公共施設等総合管理計画」等において、社会構造の変化に応じた公共施設の計画的な更新・統廃合・長寿命化の検討や、維持管理に係るコストについて負担の軽減・平準化を図り、最適な配置を実現していくことを目指しており、学校施設においても、公共施設管理の視点と整合を図り、適正化を進める必要があります。

老朽化や耐震化対策のため、建替えを行った守谷中学校（平成 17（2005）年度）及び守谷小学校（平成 24（2012）年度）以外は、建築後 30 年以上が経過しています（平均経過年数 39 年）。

今後、多くの施設で経年劣化等に対応する改修・更新費用が必要となりますが、将来的には人口減少や少子高齢化の進展による歳入減が予想されています。

このため、学校施設長寿命化計画に基づいて順次改修工事を行い、既存施設を安心・安全な教育の場、地域コミュニティの核として、築 80 年まで使用できるよう維持していく方針となっています。

■学校教育系施設の一覧

番号	施設名	建築年度	経過年数	延べ床面積（㎡）	大規模改修完了・予定年度	保有教室
1	高野小学校	S52 年	46	6,648.29	R10年度改修予定	19
2	大野小学校	S53 年	45	3,432.25	R14年度改修予定	9
3	黒内小学校	S54 年	44	9,158.66	R20年度改修予定	49
4	御所ケ丘小学校	S57 年	41	5,523.78	R2年度改修完了	20
5	郷州小学校	S58 年	40	6,739.87	R3年度改修完了	22
6	愛宕中学校	S58 年	40	8,333.79	H27年度改修完了	24
7	御所ケ丘中学校	S60 年	38	8,151.26	R6年度改修完了予定	25
8	松前台小学校	H 元年	34	6,031.59	R10年度改修予定	18
9	けやき台中学校	H3 年	32	7,985.02	R7年度改修完了予定	18
10	松ケ丘小学校	H5 年	30	6,755.59	R8年度改修予定	23
11	大井沢小学校	H6 年	29	6,756.44	R12年度改修予定	22
12	守谷中学校	H17 年	18	11,288.88	R15年度改修予定	21
13	守谷小学校	H24 年	11	8,533.59	R19年度改修予定	34
14	学校給食センター	R3 年	2	4,162.10	R4年度改築完了	-

出典：守谷市公共施設等総合管理計画（令和 6 年 2 月改定） ＊保有教室数は令和 6 年 5 月 1 日の現況

■学校施設の現状（経過年数）

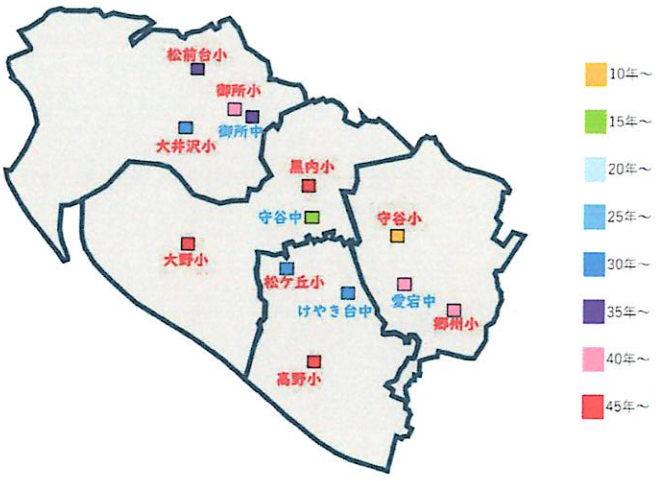

報告	頁数
15号	11

■学校に係る全体コスト」

学校の適正規模・適正配置は望ましい教育環境を実現することが目的ですが、建設的な議論を通じて対応策を選択する中では、本市の財政状況も踏まえ、学校教育を維持するために必要となる総コストを考慮することも重要な視点となります。

市では令和3年度に「守谷市中期財政計画」（計画期間：令和4～8年度）を策定し、毎年度調査を行いながら収支計画を見直しています。今後は市全体の人口減少や少子高齢化が進行するうえ、物価高騰や建築コスト、各種運営費用、人件費などの上昇により、厳しい財政運営が続くことが見込まれています。

このような中、学校全体に係るコストを、教職員人件費も含めて 10 年間（平成 26 年度～令和 5 年度）の実績から単年度平均の経費を算出すると、一校当たりの単年度経費は、約 3.7 億円/校となることが分かります。

○学校に係るコストの主な内容

施設面	更新・改修費	工事請負費		遊具撤去、教室改修工事
		建築費		校舎・体育館改修工事
		債務償還費		
		土地建物賃借料		
	維持管理	需用費	消耗品費、修繕料	照明器具取替修繕、フェンス修繕、床張替修繕等
		役務費	手数料	駆除手数料 等
		委託料等		エレベーター保守点検、警備業務委託等
	光熱水費			
管理運営面	学校運営費	需用費	消耗品費 等	一般消耗品
			印刷製本費	写真冊子作成業務、印刷製本業務
		役務費	通信運搬費	電話料金、FAX、切手代等
		委託料		健診委託料
		使用料		デジタル印刷機リース料等
		備品購入費 等		教材、事務用備品、図書館図書、机椅子等
		負担金		
	教育振興、教育支援事業	委託料、使用料等		外国語教育推進（ALT,オンライン学習）
		補助金等		英語検定補助、就学援助、特別支援教育就学奨励費、大会補助金等
新たな学習	ICT推進事業	需用費		
		役務費		インターネット接続料
		委託料		授業支援システム、GIGAスクール支援 等
		賃借料		コンピュータ賃借料 等
		備品購入費 等		校務用パソコン、タブレット等
教職員	県費			校長、教頭、教諭、非常勤、事務等
	市費	報酬 等		学校医、会計年度任用職員、教科担任、部活動指導員
給食関連				

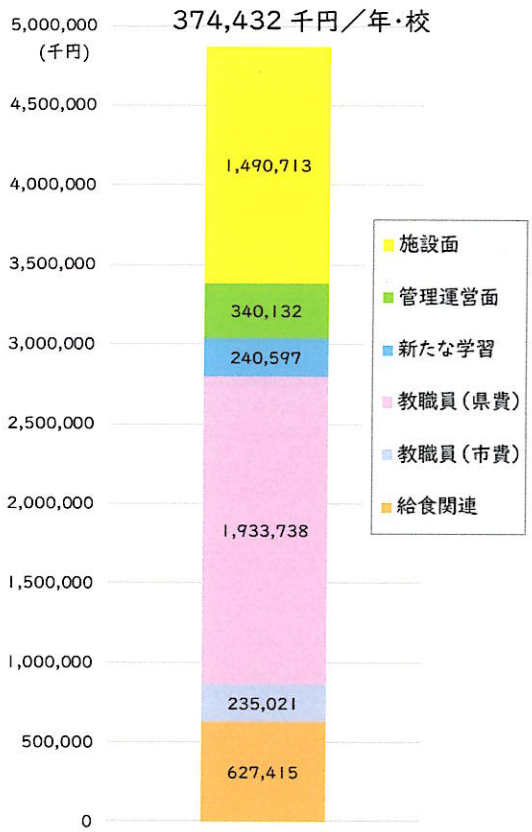

▲ 10 年間（H26～R5）平均の年間コスト（数値根拠：地方教育費調査各年度実績）

※小学校 1 校　371,475 千円／年・校

※中学校 1 校　381,085 千円／年・校

※13校合計　4,867,616 千円／年

【参考】令和 5 年度教育費決算額（県費職員経費は除く）

3,853,884 千円

※一般会計歳出に占める割合　10.4%

報告	頁数
15号	12

○財政見通し

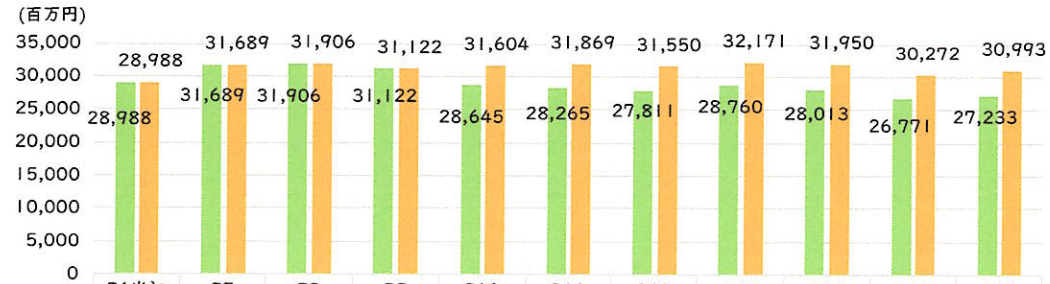

	R6当初予算	R7推計	R8推計	R9推計	R10推計	R11推計	R12推計	R13推計	R14推計	R15推計	R16推計
歳入合計	28,988	31,689	31,906	31,122	28,645	28,265	27,811	28,760	28,013	26,771	27,233
歳出合計	28,988	31,689	31,906	31,122	31,604	31,869	31,550	32,171	31,950	30,272	30,993

出典：財政課資料

※上記グラフは、令和７年度以降ふるさと納税制度による寄付金がなくなったと仮定し、各課の計画通りに事業を進捗させた場合の歳入・歳出の見通しとなります。

報告	頁数
15号	13

4. 特別支援教育の現状と課題

全国的に、児童生徒数が減少を続ける中、特別な支援を要する児童生徒数は増え続けています。これは、医療の発達や障害・特別支援教育に対する理解の深まり、インクルーシブ教育システムの推進などが背景として考えられると言われています。

加えて、国はよりインクルーシブな社会の実現に向け、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について」（令和５年文部科学省初等中等教育局長通知）において、通級による指導を充実させることとしており、県でも通級指導教室（通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が、大部分の授業を通常学級で受けながら、一部の授業について特性に応じた特別の指導を受ける教室）の設置を進める方針を示しています。

本市においても、近年、特別な支援を要する児童生徒数は増加傾向が続いており、特に小学校においてその傾向は顕著となる中、特別支援学級は１学級が ８ 名、通級指導教室は １３ 名と、通常学級と比べると １ 学級の定員が少ないことから、教室や教職員の確保に大きく影響するため、学校の適正規模を考える上でその推移を注意深く見守っていく必要があります。

特別な支援を要する児童生徒の将来推計は難しい面がありますが、これまでの推移からは今後も増加傾向が続くことが想定されることから、今後は、教室や教員確保といった面だけでなく、学校施設のバリアフリー対策等についても、十分な検証と対応が必要となってきます。

■児童・生徒数の推移（市全体）

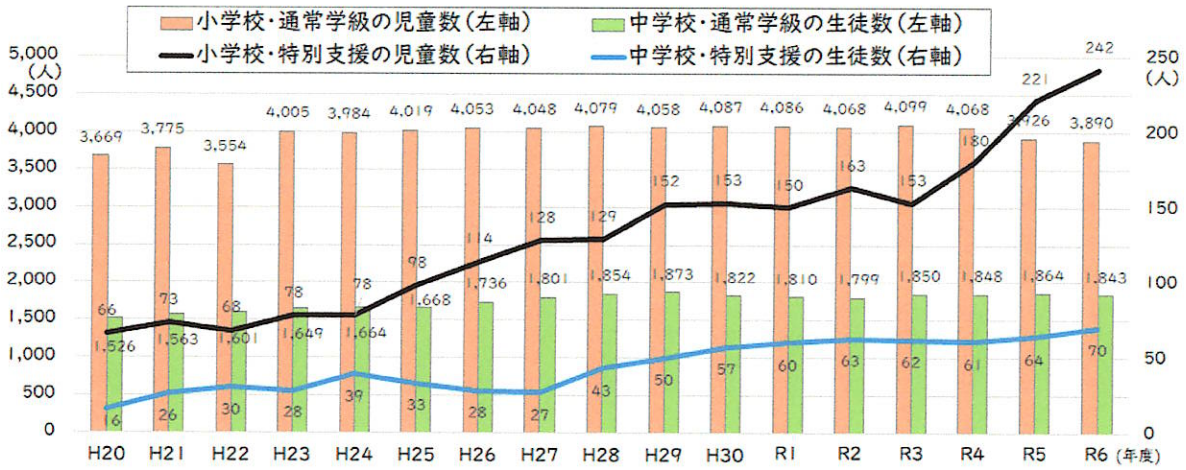

■学級数の推移（市全体）

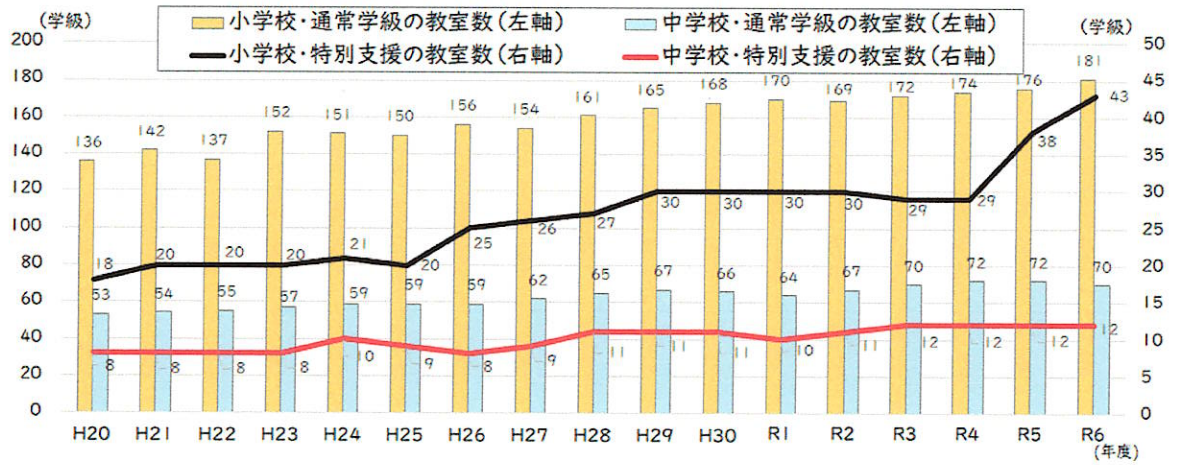

報告	頁数
15号	14

III. 適正規模・適正配置基本方針

1. 方針実現のための基準

（1）適正な学校規模

①国の基準

学校規模の標準は、法令上（「学校教育法施行規則」、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」）小・中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされています。

また、国の手引きでは学級数の考え方として、小学校では全学年でクラス替えが可能な 12 学級以上、中学校では教科担任による学習指導を実施するため、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいとしています。

なお、法令では、学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りではない」とされている弾力的なものであり、国の手引きでは「それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討すること」が求められています。

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号） 第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。 （同省令 79 条により中学校に準用）

■国による学校規模の定義

報告	頁数
15号	15

②学校規模別の特性

学校規模別の特性について、国の資料や教職員へのヒアリング、市民アンケート結果等から学習・生活・運営の面別に整理しました。

	小規模化	
	メリット	デメリット
学習面	○児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 ●児童・生徒が意見を出しやすい。	○学級間の相互啓発がなされにくい。 ○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 ●複式学級となると、異学年で教える内容が異なるため、教えるのが難しい。
生活面	○児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ○児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○●△クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ●複式学級となると、学年単位の行事が企画しづらく、学年単体の思い出作りが難しい。
運営面	○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。 ○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	○経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教員配置を行いにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ●複式学級になると担任数が減るため、一人ひとりの校務負担が大きい。
その他	○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	○△PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

○:文部科学省「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第８回） 配付資料」

●:教職員ヒアリング（他自治体等含む）　△:市民アンケート

報告 15号 頁数 16

	大規模化	
	メリット	デメリット
学習面	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ○グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 ○様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 ●保護者の強みを教育課程に生かせる。	○△全教職員による児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 ○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。 ●学級の足並み（進度等）をそろえるのに時間がかかる。
生活面	○●クラス替えがしやすい。 ○豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ○●切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 ○学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。 ●集団生活に慣れることができる。	○学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。 ●校外学習などの活動の際に制約が生じる。 ●児童・生徒の活躍できるチャンスが少なくなる。 ●大人数が苦手な児童生徒にはプレッシャーや圧迫感がある。 ●全校児童・生徒でのイベントが少ない。
運営面	○経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ○●学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ●特に若手の先生にとって相談・指導が受けやすく、横の連携が図られる。 ○●校務分掌を組織的に行いやすい。 ○出張、研修等に参加しやすい。 ●専門教員が多い。	○●教職員相互の連絡調整が図りづらい。 ○●△特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。 ●事務処理が多い。 ●パーソナルスペースが少ない。 ●学年会等に時間がかかる。 ●校務分掌の負担が一部職員に偏る傾向がある。
その他	○PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	○保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

○：文部科学省「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第８回） 配付資料」

●：教職員ヒアリング（他自治体等含む）　△：市民アンケート

報告 15号 | 頁数 17

③市の基準

本市においては、望ましい学校規模を以下のとおりに設定します。

■望ましい学校規模（学級数）

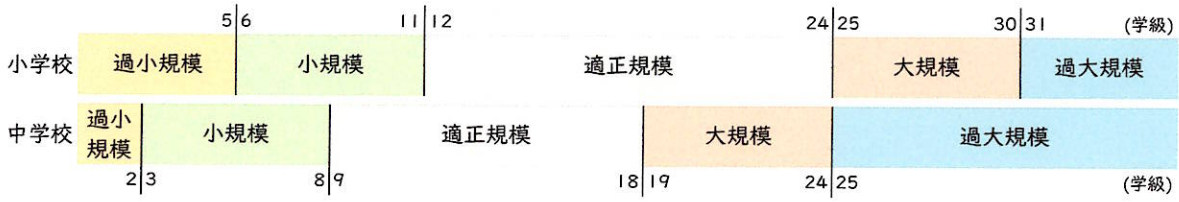

○ 特別支援学級は設置基準が異なることから、適正規模を判断する学級数には含めません。

○ 本市では規模に応じた教育活動を展開していることから、適正規模以外の学校を「即不適正」とは位置づけません。

■適正規模の考え方

- 学年単位での行事運営や特別教室の利用状況を考慮し、学校規模の基準は小学校と中学校とで分けて設定します。
- 適正規模の最大ラインは、市内の学校運営の現状を鑑みて、それを適切に行える範囲の学級数（小学校 24 学級、中学校 18 学級）とします。
- 適正規模の最小ラインは、全学年でクラス替えのできる規模（小学校 12 学級）とします。かつ、中学校においては免許外指導解消が可能な規模（9 学級）とします。
- 小規模の最小ラインは、小中ともに複式学級が発生しない規模（単学級規模）とします。

報告	頁数
15号	18

（2）通学距離の目安

① 国の基準

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね４㎞以内、中学校ではおおむね６㎞以内という基準を公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めています。

② 市の基準

本市においては、各学校の現在の設置状況、通学路の安全性や防犯性、通学時の負担軽減などを考慮し、以下のとおりに設定します。

■通学距離の目安

小学校では片道おおむね２㎞以内、中学校では片道おおむね４㎞以内とします。

■通学距離の考え方

- 市内全域を網羅できる距離、かつ、国の基準以下で設定します（市内全域で２㎞・４㎞以内でいずれかの学校への通学が可能となります）。
- 児童・生徒の身体的な負担軽減に留意し、遠距離となるケースでは、スクールバス等による通学支援など、児童・生徒や保護者の負担軽減に努めます。
- 地域性や通学体制（特に通学路の安全性）などに配慮します。

■各小学校半径2㎞

■各中学校半径４㎞

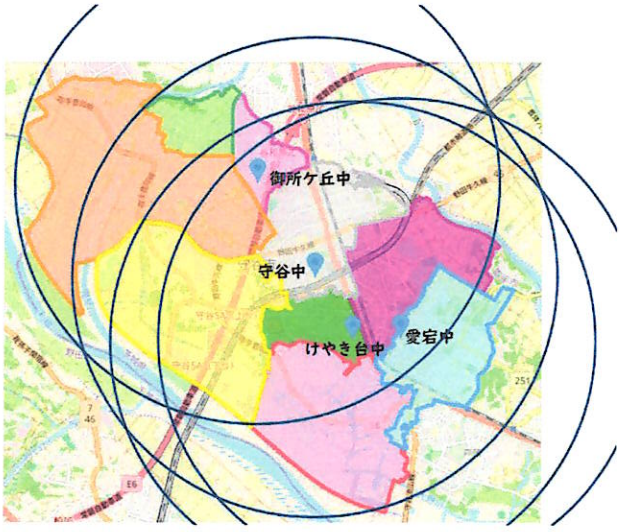

報告 15号 頁数 19

2. 学校規模の適正化方策

（1）基本的な考え方

学校規模の適正化方策については、「子どもたちにとって望ましい教育環境をつくる」という視点で具体的な問題解決の検討を進めます。

検討に当たっては、本市の特性や小・中学校区の一体性、地域コミュニティ活動や防災面といった地域性を十分に考慮します。また、学校施設の収容能力や施設整備の状況、学校規模による運営費の是正などについても総合的に検討します。

（2）適正配置を検討する時期

適切な頻度で児童・生徒数推計を行い、将来の変化を把握する中で、以下の水準が見込まれる際には、将来を見据えた具体的な対応に着手します。

小規模校

10年後に複式学級が発生し、過小規模校となる水準が見込まれる場合

- 複式学級となる基準（小学校：2学年で16人（1・2年生の場合は8人）、中学校：2学年で8人）に近い児童・生徒数の学年（学級）が複数発生することが見込まれた際には適正規模化を速やかに検討します。

大規模校

【小学校】
10年後に過大規模校（31学級以上）となる水準が見込まれる場合

【中学校】
10年後に過大規模校（25学級以上）となる水準が見込まれる場合

- 普通学級が大規模校に該当する水準にあり、特別支援教室数を加えると保有教室数の不足が見込まれる際には、適正規模化を速やかに検討します。
- 既存の教室数が大規模校に該当する学級数に満たない学校においても、保有教室数のキャパシティを超える学級数が見込まれる場合は適正規模化を速やかに検討します。

報告	頁数
15号	20

（3）適正規模に近づけるための一般的な対応策

適正規模に近づけるための対応策として、一般的に「通学区域の見直し」、「学校選択制」、「統合」、「校舎の増改築」などがあげられます。

■適正規模に近づけるための対応策

通学区域の見直し	通学区域を見直す。 見直しの際には、可能な限り小・中学校の整合を図るものとします。	
学校選択制	①自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
	②ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
	③隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
	④特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
	⑤特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
統合	①既存学校を活用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し，新設校を設置する。
	②新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備する。
	③分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合する。
地域の実情を踏まえた工夫	①分校	他の公共施設の一部を活用して、分校（分教室）を設置する
	②遠隔合同授業等	・ICTを活用した遠隔合同授業 ・複数の学校が連携して専科指導の充実を図る
	③加配職員の配置	国の加配や県単独加配等を活用しつつ、教育活動の充実や複式学級の解消に計画的に取り組む
校舎の増改築等	既存校舎に増築または改築	
	施設転用	
新設	新設校の設置	

出典：文部科学省「令和 5 年度 学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書」を参考に作成

報告	頁数
15号	21

（4）本市における適正配置の実施に向けて

小規模校、大規模校の課題を解決し実現すべき教育環境を整えるためには、それぞれに適した対応策があることから、学校ごとの児童生徒数推計や学校運営事情等を総合的に勘案し、次に示す手法を基に具体的な検討を進めます。

① 過小規模校から適正規模

過小規模校の課題を解決し、教育環境を整えるために、通学区域の見直しや小規模特認校制度の導入、加配職員配置等を行い、学校規模の適正化を推進します。

通学区域の変更等によっても小規模校の状態が解消しない場合は、学校統合の検討を行います。学校統合は、児童生徒、保護者、地域などへ与える影響が大きいことから、理解と協力が得られるよう十分な検討の上、地域とともに慎重に協議・調整を進めていきます。

■考えられる適正化手法と解決すべき課題

手法 / 課題の種類	通学区域の見直し	小規模特認校制度の導入	加配職員の配置など	学校の統合
通学への配慮（安全性、遠距離者への支援、適切・弾力的な区域設定）	○			○
学校関係者、保護者、地域との連携	○	○		○
地域との関わり、拠点機能としての配慮	○	○		○
学校施設・整備面の配慮（公共施設管理を踏まえた適正化検討）				○
可能な限り早期かつ適切な情報提供	○	○	○	○
特別支援教育を受ける児童・生徒に対する適切な指導及び支援体制	○	○	○	○
学校選択制を利用する児童・生徒の人数予測が困難		○		
一定の集団規模が確保されず、デメリットが残る			○	
他校との距離、市全体での児童・生徒数偏在の解消への配慮	○	○		○
コスト面			○	○

※小規模特認校制度とは・・従来の通学区域は残したままで、特定の小規模校において、通学区域に関係なく、市内全域から就学を認める制度です。

報告 15号 頁数 22

② 過大規模校から適正規模

適正規模を超える見込みのある学校については、短期的な傾向である場合は特別教室や体育館の利用状況等を検証しつつ、増築や改修等により必要教室数を確保することで対応します。将来的にも学級規模が継続すると見込まれる場合には、学校活動支援策を講じた上、隣接校等の児童生徒数や施設状況等を考慮しつつ、通学区域の変更を検討します。

これらの対応策を講じても適正規模が確保できない場合には、学校の分離・新設の検討を行います。なお、分離・新設するための予定地確保が困難な場合は、近隣校へ一部学年の分教室を設置するなど、その他の方策を柔軟に検討していきます。

■考えられる適正化手法と解決すべき課題

手法 / 課題の種類	増築や改修等による必要教室数確保	通学区域の見直し	学校選択制の導入	新設校の設置（分離・新設）
通学への配慮（安全性、遠距離者への支援、適切・弾力的な区域設定）		○	○	○
学校関係者、保護者、地域との連携		○	○	○
地域との関わり、拠点機能としての配慮	○	○	○	○
学校施設・整備面の配慮（公共施設管理を踏まえた適正化検討）	○			○
可能な限り早期かつ適切な情報提供	○	○	○	○
特別支援教育を受ける児童・生徒に対する適切な指導及び支援体制	○	○	○	○
学校選択制を利用する児童・生徒の人数予測が困難			○	
過大規模校化が進む恐れが大きい	○			
他校との距離、市全体での児童・生徒数偏在の解消への配慮		○	○	○
コスト面	○			○

報告 15号 頁数 23

3. 中学校区ごとの今後の動向と方向性

（1）守谷中学校区

① 学級数の動向

黒内小学校では、学級数は令和 8（2026）年度まで増加し、その後は減少に転じますが、5 年後の令和 11（2029）年度も 35 学級、令和 16（2034）年度も 25 学級と大規模校となることが見込まれています。一方、大野小学校では現状の 6 学級のまま推移し小規模校の状況が継続しますが、令和 15（2033）年度には全ての学年で 1 学級の人数が 10 人台となることが見込まれています。

また守谷中学校は、現在適正規模校となっていますが、令和 11（2029）年度には 20 学級と大規模校化し、令和 16（2034）年度には適正規模校となることが見込まれています。

■守谷中学校区における学級数の推計（特定地域選択制を利用した推計値）

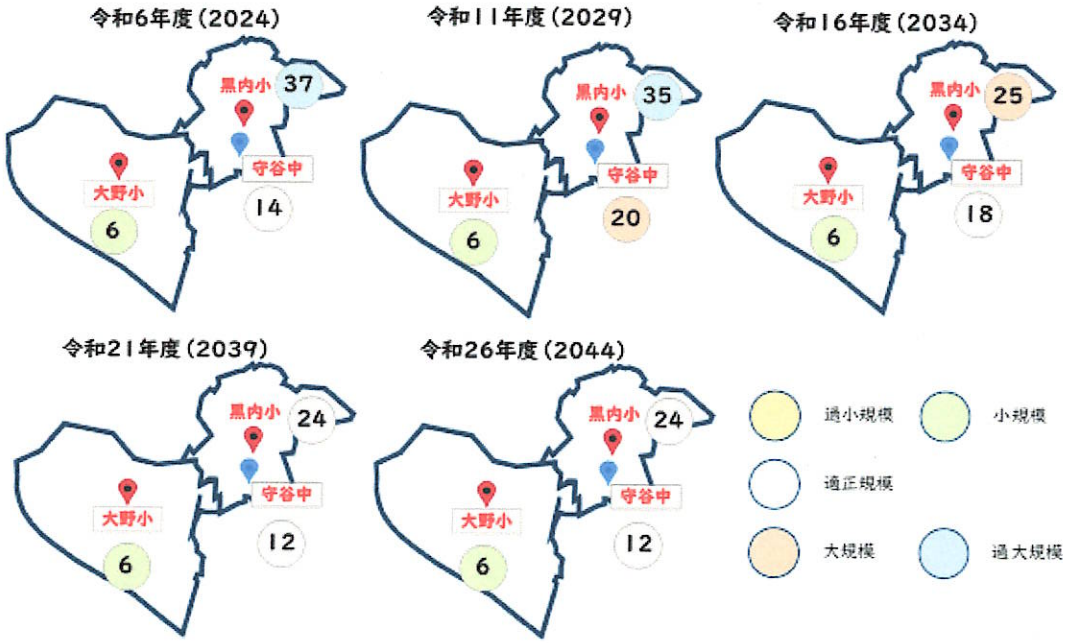

② 適正配置の方向性

- 大野小学校においては、今後学級人数の推移を注意深く見守り、10 年後に 10 人台前半になることが見込まれた段階で学校規模適正化方策について検討準備を始めます。
- 黒内小学校については、特定地域選択制度等の効果を検証するとともに守谷駅周辺地区のマンション開発などの状況も常に把握しながら、令和 6 年 3 月の答申（※P30参照）に基づき、通学区域の変更等を検討します。
- 守谷中学校では教室数の不足が生じる可能性があることから、今後学級数の推移を注意深く見守り、教室数の不足する可能性が高まった場合は、特別教室等の利用状況に配慮しながら、教室の増築または通学区域の変更を検討します。

報告	頁数
15号	24

（2）愛宕中学校区

① 学級数の動向

愛宕中学校区では、令和6（2024）年度および今後 10 年間においては、全ての小中学校が適正規模校で推移することが見込まれます。

■愛宕中学校区における学級数の推計（特定地域選択制を利用した推計値）

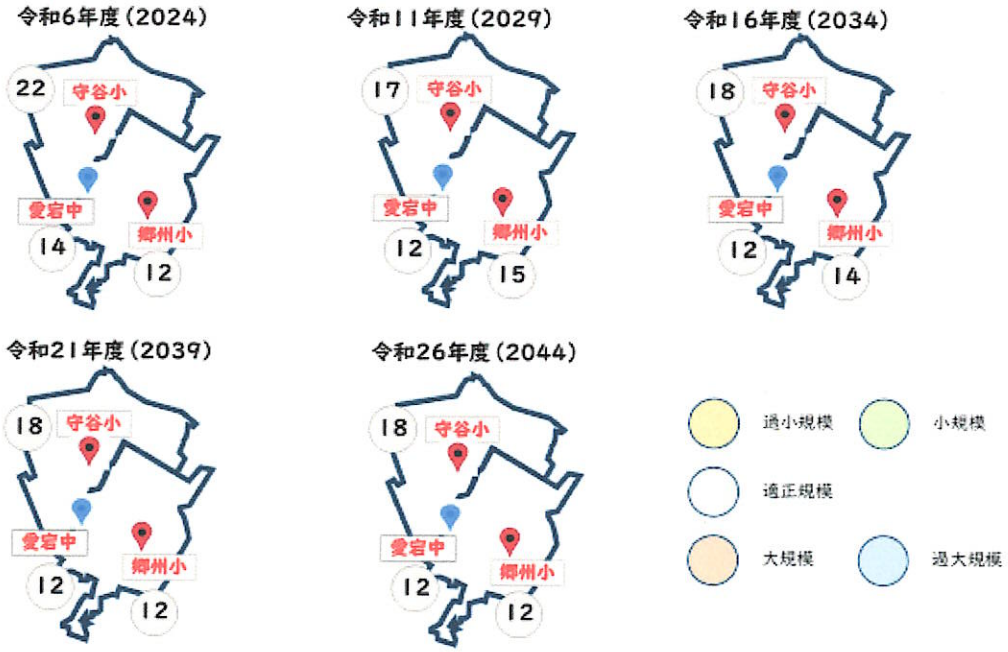

② 適正配置の方向性

- 守谷小学校においては、守谷駅周辺地区のマンション開発などの状況を常に把握し、学級数の推移を注意深く見守っていく必要があります。
- 郷州小学校については、黒内小学校の特定地域選択制度の効果を検証しながら、今後の学級数の推移を注意深く見守っていく必要があります。

報告 15号 頁数 25

（3）御所ケ丘中学校区

① 学級数の動向

令和 6（2024）年度において適正規模校である大井沢小学校は、5 年後の令和 11（2029）年度には小規模校化しますが、10 年後の令和 16（2034）年度には再び適正規模校となることが見込まれます。また、現在小規模校である松前台小学校では、今後も学級数の減少が継続し、10 年後の令和 16（2034）年度には 7 学級にまで減少することが見込まれます。

御所ケ丘中学校は、令和 6（2024）年度においては 17 学級で適正規模校となっており、10 年後の令和 16（2034）年度には 13 学級と学級数は減少しますが、適正規模は維持されることが見込まれます。

■御所ケ丘中学校区における学級数の推計（特定地域選択制を利用した推計値）

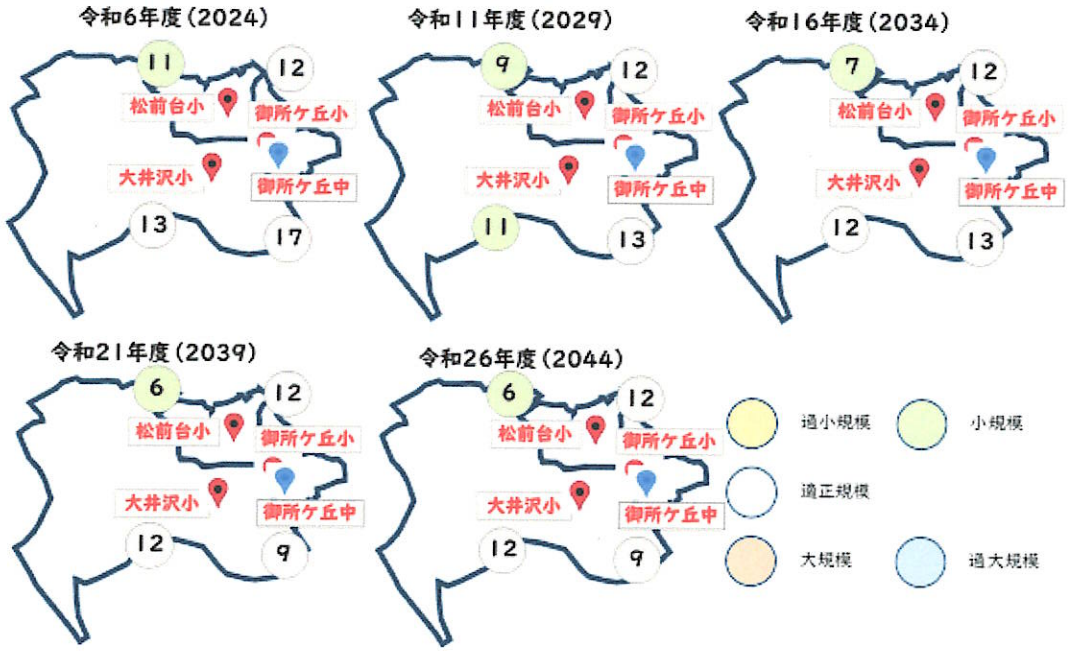

② 適正配置の方向性

- 御所ケ丘小学校においては、黒内小学校の特定地域選択制度の効果を検証しながら、今後の学級数の推移を注意深く見守っていく必要があります。
- 松前台小学校においては、今後の学級数及び学級人数の推移を注意深く見守り、10 年後に 10 人台前半となることが見込まれた段階で適正化について検討を始める必要があります。

報告	頁数
15号	26

（4）けやき台中学校区

① 学級数の動向

松ケ丘小学校では、令和 6（2024）年度および今後 10 年間において適正規模で推移することが見込まれます。一方、高野小学校では令和 6（2024）年度以降も現状の小規模校の状況が継続し、令和 12（2030）年度以降では 1 学級の人数が 10 人台となる学年が発生することが見込まれています。

けやき台中学校は、現在適正規模校となっており、10 年後の令和 16（2034）年度も適正規模校が維持される見込みですが、学級数の減少が継続し、令和 17（2035）年度には 7 学級と小規模校化することが見込まれます。

■けやき台中学校区における学級数の推計（特定地域選択制を利用した推計値）

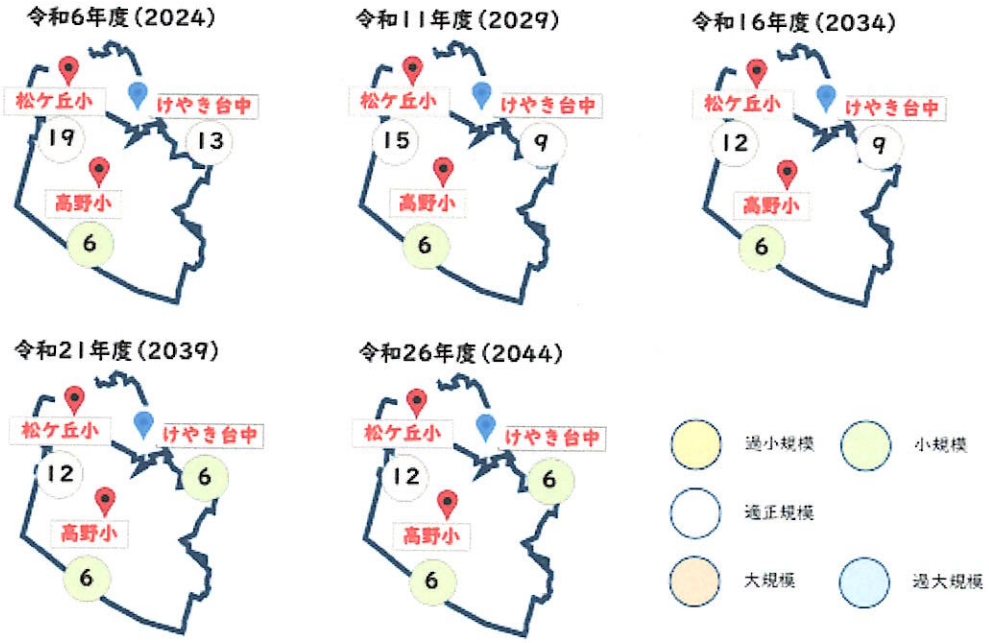

② 適正配置の方向性

- 高野小学校については、今後の学級数及び学級人数の推移を注意深く見守り、10 年後に 10 人台前半となることが見込まれた段階で適正化について検討を始める必要があります。
- けやき台中学校においては、今後の学級数及び学級人数を注意深く見守り、通学区域の見直しや小規模特認校制度（※）など学校選択制度の導入等を検討していく必要があります。

※小規模特認校制度とは・・従来の通学区域は残したままで、特定の小規模校において、通学区域に関係なく、市内全域から就学を認める制度です。

報告 15号 頁数 27

Ⅳ. 推進に向けて

1. 今後の検討の進め方

中長期的な視点による学校規模適正化に向け、部局横断的な検討体制を構築します。

取組の推進にあたっては、児童生徒数の動向など関連情報について積極的に発信し、保護者をはじめとした地域住民の方々と情報を共有します。

2. 推進方法と体制

①守谷市通学区域審議会

本市小・中学校通学区域の適正化を期するため、教育委員会の諮問機関として設置します。

毎年度、各地域の状況を報告し、適正化策検討の必要性などについて審議していきます。

なお、今後数年間においては、児童生徒数推計を、毎年度報告を受け推計値の確認を行います。

②部会の設置

各通学区域内において学校規模適正化に向けた具体的な検討が必要となった際、地域の保護者や関係者、学校長等を構成員とした部会を設置します。

部会では、本市の適正配置方針に基づき、通学区域の変更などの適正化策を協議していきます。

■推進体制

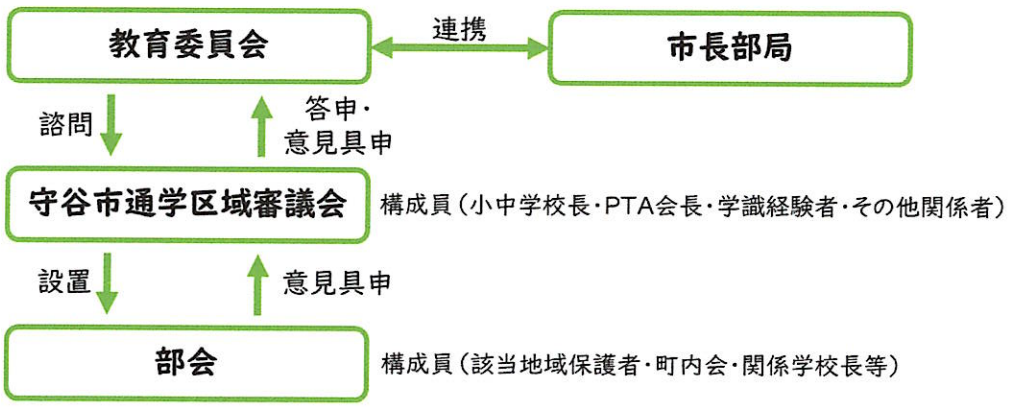

3. 留意事項

- 適正配置の検討においては、児童・生徒への影響に最大限配慮します。
- 地域との関わりや（避難場所など）拠点機能としての、学校の役割に配慮します。
- 適切な頻度で児童・生徒数推計を行い、将来の変化を把握する中で、柔軟な対応を実施します。

報告	頁数
15号	28

報告第１６号

守谷市外国語指導助手派遣業務優先契約候補者の選定結果について

上記について、守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会を開催し、次のとおり、優先契約候補者が選定されましたのでご報告します。

優先契約候補者選定結果
（１） 優先契約候補者：株式会社インタラック関東北
（２） 所　在　地：千葉県千葉市中央区新町１番地17

※　委嘱期間　令和７年４月１日～令和10年３月31日まで（３年間）

令和６年１２月２６日報告
守谷市教育委員会
教育長　町田　香

報告	頁数
16号	1

報告第１７号

令和６年守谷市議会１２月定例月議会について（教育委員会所管分）

１　議案第８８号　令和６年度守谷市一般会計補正予算（第５号）P2～P18
（教育委員会所管分）

議 決 日　令和 ６ 年１２月２５日
議決結果　原案

２　議案第９５号　指定管理者の指定について　P19～P21

議 決 日　令和 ６ 年１２月２５日
議決結果　原案

３　「市政に関する一般質問」について　P22～P38

別紙のとおり（教育委員会所管分）

令和 ６ 年１２月２６日 報告
守 谷 市 教 育 委 員 会
守谷市教育長　町田　香

報　告	頁　数
17号	1

歳　出

（単位　千円）

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		7,530,050	578,775	8,108,825
	1 総務管理費	6,467,435	573,849	7,041,284
	2 徴税費	356,123	4,886	361,009
	7 市民活動総務費	474,836	40	474,876
3 民生費		12,271,059	136,905	12,407,964
	1 社会福祉費	5,605,352	30,009	5,635,361
	2 児童福祉費	6,028,267	7,887	6,036,154
	3 生活保護費	636,298	99,009	735,307
4 衛生費		1,890,889	214	1,891,103
	1 保健衛生費	1,104,679	214	1,104,893
8 土木費		4,160,176	△240,661	3,919,515
	1 土木管理費	212,503	6,413	218,916
	4 都市計画費	2,929,773	△247,074	2,682,699
10 教育費		5,362,556	81,340	5,443,896
	1 教育総務費	1,491,374	29,385	1,520,759
	2 小学校費	780,372	4,000	784,372
	3 中学校費	1,738,352	26,031	1,764,383
	4 社会教育費	1,311,986	21,924	1,333,910
12 諸支出金		4,702,183	△437,329	4,264,854

議案	頁数
88号	4

報告	頁数
17号	2

報告	17号
頁数	3

第３表　繰越明許費補正

（追加）

（単位　千円）

款	項	事業名	金額
8. 土木費	2. 道路橋梁費	市道整備改良事業	135,370
8. 土木費	4. 都市計画費	総合公園実施設計	93,181
8. 土木費	4. 都市計画費	みずき野大日線整備事業	79,827
10. 教育費	3. 中学校費	校舎建具等改修工事	70,466
10. 教育費	4. 社会教育費	中央公民館受変電設備更新工事	18,066
10. 教育費	4. 社会教育費	大野公民館空調設備設置工事	5,709
10. 教育費	4. 社会教育費	中央図書館用地購入費	7,414

議案	88号
頁数	7

第４表　債務負担行為補正

（追加）

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限度額
議会だより印刷製本	令和 6年度から令和 7年度まで	3,001
法律顧問契約	令和 6年度から令和 7年度まで	437
広報もりや印刷製本	令和 6年度から令和 7年度まで	14,982
市役所庁舎夜間警備業務委託	令和 6年度から令和 8年度まで	20,540
市役所庁舎等自家用電気工作物保安管理業務委託	令和 6年度から令和 8年度まで	13,095
市役所庁舎等消防設備保守点検業務委託	令和 6年度から令和 8年度まで	11,877
市役所電話交換業務委託	令和 6年度から令和 8年度まで	29,999

議案	88号
頁数	8

令和	17号
頁数	4

市役所庁舎等自動ドア等保守点検業務委託	令和 6年度から令和 8年度まで	37,877
市役所庁舎等設備管理業務委託	令和 6年度から令和 8年度まで	47,192
市役所庁舎等建物清掃業務委託	令和 6年度から令和 8年度まで	57,384
住基ネットシステム端末リース	令和 6年度から令和12年度まで	37,196
戸籍振り仮名付記事務人材派遣業務委託	令和 6年度から令和 8年度まで	13,964
戸籍総合システム端末増設	令和 6年度から令和 7年度まで	1,584
旅券申請受付及び交付事務人材派遣業務委託	令和 6年度から令和 7年度まで	8,255
市民活動支援センター運営業務委託	令和 6年度から令和 7年度まで	23,110
区長業務委託	令和 6年度から令和 7年度まで	29,985
文化会館清掃業務委託	令和 6年度から令和 7年度まで	407

法律相談業務委託	令和 6年度から令和 7年度まで	462
障がい者福祉センター送迎車再リース	令和 7年度から令和 8年度まで	499
検診等予約受付業務委託	令和 6年度から令和 7年度まで	11,308
保育所給食調理業務委託	令和 6年度から令和11年度まで	153,976
ひがし野トンネル雨水排水施設保守点検業務委託	令和 6年度から令和 9年度まで	2,119
ひがし野プロムナード水路植栽管理業務委託	令和 6年度から令和 7年度まで	4,477
せせらぎの小路管理業務委託	令和 6年度から令和 7年度まで	20,605
本町Ⅲ地区地籍調査業務委託	令和 6年度から令和 9年度まで	67,034
学校給食センター下水道除害施設汚泥収集運搬・処分業務委託	令和 6年度から令和 7年度まで	5,366
小学校水泳授業委託	令和 6年度から令和 7年度まで	16,038

議案	88号
頁数	10

報告	17号
頁数	6

中学校使用バス賃貸借	令和 6年度から令和 9年度まで	110,937
中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託	令和 6年度から令和 7年度まで	1,470
中央図書館事務機器再リース	令和 6年度から令和 7年度まで	22
中央図書館清掃業務委託	令和 6年度から令和 7年度まで	3,863
中央図書館大規模改修工事に伴う図書館資料配架計画作成・保管及び再配架等業務委託	令和 6年度から令和 8年度まで	77,973
中学校部活動管理運営業務委託	令和 6年度から令和 7年度まで	68,243
スポーツ大会運営業務委託	令和 6年度から令和 7年度まで	1,078

（変更）

（単位　千円）

事項	変更前		変更後	
	期　　間	限　度　額	期　　間	限　度　額
放課後子ども総合プラン運営業務委託（児童クラブ分）	令和 6年度から 令和11年度まで	1,390,457	変更前に同じ	1,471,800

議案	88号
頁数	12

報告	17号
頁数	8

報告	頁数
17号	9

（廃止）

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限度額	廃　止　理　由
松ケ丘小学校第１児童クラブ改修工事設計・監理業務委託	令和 7年度	1,870	工事に必要とされる範囲が想定より大きく、体育館改修工事と工期が重複すると、教育活動に支障が生じるため、児童クラブ改修工事を延期する。

議案	頁数
88号	13

歳　出

（単位　千円）

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2　総務費	7,530,050	578,775	8,108,825		93,000	520,023	△34,248
3　民生費	12,271,059	136,905	12,407,964	13,687			123,218
4　衛生費	1,890,889	214	1,891,103	134			80
8　土木費	4,160,176	△240,661	3,919,515	△73,966	△169,000	△51,439	53,744
10　教育費	5,362,556	81,340	5,443,896			24,818	56,522
12　諸支出金	4,702,183	△437,329	4,264,854			△436,097	△1,232
歳出合計	38,866,848	119,244	38,986,092	△60,145	△76,000	57,305	198,084

議案 88号　頁数 17

報告 17号　頁数 10

(款) 3 民生費　　(項) 1 社会福祉費　　(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳 財源名	金額	節 区分	金額	説明	
4老人医療費	25,016	国県支出金	△10,658	18負担金補助及び交付金	39,227	01 **後期高齢者医療広域連合負担金 (国保年金課)**	**39,227**
	(768,102)	地方債	0			18負担金補助及び交付金	39,227
	(793,118)	その他	0	27繰出金	△14,211	負担金	
		一般財源	35,674			・後期高齢者医療給付費 (前年度精算分)	
						60 **後期高齢者医療特別会計繰出金 (国保年金課)**	**△14,211**
						27繰出金	△14,211
						・保険基盤安定繰出	
5介護保険費	73	国県支出金	0	27繰出金	73	60 **介護保険特別会計繰出金 (介護福祉課)**	**73**
	(762,965)	地方債	0			27繰出金	73
	(763,038)	その他	0			・介護給付費繰出	175
		一般財源	73			・事務費繰出	△102
計	30,009	国県支出金	△10,436				
	(5,605,352)	地方債	0				
	(5,635,361)	その他	0				
		一般財源	40,445				

(款) 3 民生費　　(項) 2 児童福祉費

1児童福祉総務費	3,068	国県支出金	662	3職員手当等	1,456	11 **児童クラブ運営事業 (生涯学習課)**	**△1,439**
	(903,601)	地方債	0	4共済費	79	10需用費	1,311
	(906,669)	その他	0	10需用費	1,311	光熱水費	
		一般財源	2,406	12委託料	△2,750	12委託料	△2,750
				22償還金利子及び割引料	2,972	設計・監理委託料	
						・改修工事設計・監理	
						19 **子育て世帯生活支援特別給付金事業 (ひとり親世帯分) (のびのび子育て課)**	**1,546**
						22償還金利子及び割引料	1,546

（款） 8 土木費　　（項） 4 都市計画費　　（単位　千円）

目	補正額（補正前の額）（計）	補正額の財源内訳 財源名	金額	節 区分	金額	説明
計	△247,074	国県支出金	△73,966			
	（2,929,773）	地方債	△169,000			
	（2,682,699）	その他	△51,439			
		一般財源	47,331			

（款） 10 教育費　　（項） 1 教育総務費

2学校教育総務費	21,378	国県支出金	0	2給料	1,211	03 **小中学校適正配置事業　（学校教育課）** **17,404**
	（376,218）	地方債	0	3職員手当等	1,846	14工事請負費 17,404
	（397,596）	その他	17,404	4共済費	917	・教室改修工事 8,088
		一般財源	3,974	14工事請負費	17,404	・空調設備設置工事 9,316
						79 **職員給与関係経費** **3,974**
						2給料 1,211
						一般職給
						3職員手当等 1,846
						扶養手当 60
						期末手当 554
						勤勉手当 434
						通勤手当 50
						住居手当 168
						児童手当 60
						退職手当負担金 368
						地域手当 152
						4共済費 917
						共済組合負担金

議案	頁数
88号	30

報告	頁数
17号	12

(款) 10 教育費　　(項) 3 中学校費

(単位　千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳 財源名	補正額の財源内訳 金額	節 区分	節 金額	説明
(1学校管理費)						14工事請負費　25,404 ・校舎建具等改修工事
計	26,031 (1,738,352) (1,764,383)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 26,031			

(款) 10 教育費　　(項) 4 社会教育費

1社会教育総務費	1,400 (281,616) (283,016)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 1,400	3職員手当等	1,400	**79 職員給与関係経費　1,400** 3職員手当等　1,400 時間外勤務手当
4公民館費	4,726 (703,950) (708,676)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 4,726	10需用費 14工事請負費	2,970 1,756	**01 公民館運営管理事業　(生涯学習課)　3,857** 10需用費　2,970 修繕料 14工事請負費　887 ・中央公民館受変電設備更新工事 **07 大野地区公民館運営事業　(生涯学習課)　869** 14工事請負費　869 ・空調設備設置工事
5図書館費	15,798 (308,713) (324,511)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 7,414 8,384	3職員手当等 10需用費 16公有財産購入費 17備品購入費	122 2,982 7,414 5,280	**01 図書館運営管理事業　(中央図書館)　5,280** 17備品購入費　5,280 ・図書館備品 **03 図書館施設維持管理事業　(中央図書館)　2,982** 10需用費　2,982 光熱水費

(款) 10 教育費　　(項) 3 中学校費　　(単位　千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳 財源名	金額	節 区分	金額	説明	
(1学校管理費)						14工事請負費	25,404
						・校舎建具等改修工事	
計	26,031	国県支出金	0				
	(1,738,352)	地方債	0				
	(1,764,383)	その他	0				
		一般財源	26,031				

(款) 10 教育費　　(項) 4 社会教育費

1社会教育総務費	1,400	国県支出金	0	3職員手当等	1,400	79 **職員給与関係経費**	**1,400**
	(281,616)	地方債	0			3職員手当等	1,400
	(283,016)	その他	0			時間外勤務手当	
		一般財源	1,400				
4公民館費	4,726	国県支出金	0	10需用費	2,970	01 **公民館運営管理事業　(生涯学習課)**	**3,857**
	(703,950)	地方債	0	14工事請負費	1,756	10需用費	2,970
	(708,676)	その他	0			修繕料	
		一般財源	4,726			14工事請負費	887
						・中央公民館受変電設備更新工事	
						07 **大野地区公民館運営事業　(生涯学習課)**	**869**
						14工事請負費	869
						・空調設備設置工事	
5図書館費	15,798	国県支出金	0	3職員手当等	122	01 **図書館運営管理事業　(中央図書館)**	**5,280**
	(308,713)	地方債	0	10需用費	2,982	17備品購入費	5,280
	(324,511)	その他	7,414	16公有財産購入費	7,414	・図書館備品	
		一般財源	8,384	17備品購入費	5,280	03 **図書館施設維持管理事業　(中央図書館)**	**2,982**
						10需用費	2,982
						光熱水費	

議案	88号
頁数	32

報告	17号
頁数	14

報告書	17号
頁数	15

（款）10 教育費　　（項）4 社会教育費　　（単位　千円）

目	補正額（補正前の額）（計）	補正額の財源内訳 財源名	金額	節 区分	金額	説明	
（5図書館費）						04 **中央図書館大規模改修事業　（中央図書館）**	**7,414**
						16公有財産購入費	7,414
						・中央図書館用地購入費	
						79 **職員給与関係経費**	**122**
						3職員手当等	122
						時間外勤務手当	
計	21,924	国県支出金	0				
	（1,311,986）	地方債	0				
	（1,333,910）	その他	7,414				
		一般財源	14,510				

（款）12 諸支出金　　（項）1 基金費

1財政調整基金費	3,489	国県支出金	0	24積立金	3,489	01 **財政調整基金　（財政課）**	**3,489**
	（210）	地方債	0			24積立金	3,489
	（3,699）	その他	4,491			・利子	
		一般財源	△1,002				
6地域福祉基金費	154	国県支出金	0	24積立金	154	01 **地域福祉基金　（社会福祉課）**	**154**
	（35）	地方債	0			24積立金	154
	（189）	その他	179			・利子	
		一般財源	△25				
8市営住宅修繕費積立金	140	国県支出金	0	24積立金	140	01 **市営住宅修繕費積立金　（建設課）**	**140**
	（11,512）	地方債	0			24積立金	140
	（11,652）	その他	163			・利子	
		一般財源	△23				

議案	88号
頁数	33

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

（　新　規　設　定　分　）

（単位　千円）

	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
議会だより印刷製本	3,001			令和 7年度	3,001				3,001
法律顧問契約	437			令和 7年度	437				437
広報もりや印刷製本	14,982			令和 7年度	14,982			1,440	13,542
市役所庁舎夜間警備業務委託	20,540			令和 7年度から 令和 8年度まで	20,540				20,540
市役所庁舎等自家用電気工作物保安管理業務委託	13,095			令和 7年度から 令和 8年度まで	13,095				13,095
市役所庁舎等消防設備保守点検業務委託	11,877			令和 7年度から 令和 8年度まで	11,877				11,877
市役所電話交換業務委託	29,999			令和 7年度から 令和 8年度まで	29,999				29,999
市役所庁舎等自動ドア等保守点検業務委託	37,877			令和 7年度から 令和 8年度まで	37,877				37,877
市役所庁舎等設備管理業務委託	47,192			令和 7年度から 令和 8年度まで	47,192				47,192
市役所庁舎等建物清掃業務委託	57,384			令和 7年度から 令和 8年度まで	57,384				57,384

議案	88号
頁数	42

報告	17号
頁数	16

報告	頁数
17号	17

住基ネットシステム端末リース	37,196			令和 7年度から 令和12年度まで	37,196	12,000			25,196
戸籍振り仮名付記事務人材派遣業務委託	13,964			令和 7年度から 令和 8年度まで	13,964				13,964
戸籍総合システム端末増設	1,584			令和 7年度	1,584				1,584
旅券申請受付及び交付事務人材派遣業務委託	8,255			令和 7年度	8,255				8,255
法律相談業務委託	462			令和 7年度	462				462
文化会館清掃業務委託	407			令和 7年度	407				407
市民活動支援センター運営業務委託	23,110			令和 7年度	23,110				23,110
区長業務委託	29,985			令和 7年度	29,985				29,985
障がい者福祉センター送迎車再リース	499			令和 7年度から 令和 8年度まで	499				499
検診等予約受付業務委託	11,308			令和 7年度から	11,308				11,308
保育所給食調理業務委託	153,976			令和 7年度から 令和11年度まで	153,976				153,976
ひがし野トンネル雨水排水施設保守点検業務委託	2,119			令和 7年度から 令和 9年度まで	2,119				2,119
ひがし野プロムナード水路植栽管理業務委託	4,477			令和 7年度	4,477				4,477
せせらぎの小路管理業務委託	20,605			令和 7年度	20,605			8,530	12,075

議案	頁数
88号	43

本町Ⅲ地区地籍調査業務委託	67,034			令和 7年度から 令和 9年度まで	67,034	35,189			31,845
学校給食センター下水道除害施設汚泥収集運搬・処分業務委託	5,366			令和 7年度	5,366				5,366
小学校水泳授業委託	16,038			令和 7年度	16,038				16,038
小中学校使用バス賃貸借	110,935			令和 7年度から 令和 9年度まで	110,935				110,935
中学校部活動管理運営業務委託	68,243			令和 7年度	68,243	5,500			62,743
中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託	1,470			令和 7年度	1,470				1,470
中央図書館事務機器再リース	22			令和 7年度	22				22
中央図書館清掃業務委託	3,863			令和 7年度	3,863				3,863
中央図書館大規模改修工事に伴う図書館資料配架計画作成・保管及び再配架等業務委託	77,973			令和 7年度から 令和 8年度まで	77,973				77,973
スポーツ大会運営業務委託	1,078			令和 7年度	1,078				1,078
小　計	896,353				896,353	52,689		9,970	833,694

議案	88号
頁数	44

報告	17号
頁数	18

議案第９５号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

施設の名称	所在地
守谷市中央公民館	守谷市百合ケ丘二丁目２５４０番地の１
守谷市郷州公民館	守谷市みずき野五丁目３番地３
守谷市高野公民館	守谷市高野９３５番地
守谷市北守谷公民館	守谷市板戸井１９７７番地の２

２　指定管理者として指定する団体

名　称	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
代表者	理事長　沼尻　満男
所在地	茨城県つくば市大角豆１７４４番地

３　指定の期間

令和７年４月１日から令和１７年３月３１日まで

令和６年１２月１１日　提　　出

守谷市長　　松　丸　修　久

令和　年　　月　　日　原案　決

報　告	頁　数
17号	19

議　案	頁　数
９５号	1

提案理由（議案第９５号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市立公民館の指定管理者の指定の期間が令和７年３月３１日をもって満了となるため、令和７年４月１日以降における指定管理者の指定について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報告	頁数
17号	20

議案	頁数
９５号	2

参考資料

特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会の概要

１　設立年月日
　　平成１２年６月１５日

２　資本金の額
　　１０万円

３　従業員数
　　４４２名

４　守谷市における指定管理者としての実績
　　なし

５　指定管理者としての実績（令和６年９月現在）
- 茨城県県西生涯学習センター
- 江東区青少年交流プラザ
- 調布市市民プラザあくろす
- つくばみらい市社会体育施設
- 笠間市総合運動公園
- ほっとランド・きぬ
- 二本松市城山市民プール　　など２４施設

報　告	頁　数
17号	21

議　案	頁　数
９５号	3

令和６年守谷市議会１２月定例月議会　「市政に関する一般質問」通告事項

通　告　順

１番　菊　地　詩　子　議員

１　各家庭の防犯対策について　［市長・担当部長］

（１）市内の犯罪事件の件数について

（２）市内の防犯カメラ設置場所・設置数

（３）各家庭の防犯カメラ設置時の助成金の検討は

２番　永　盛　いずみ　議員

１　危険な道路の表示について　［市長・担当部長］

（１）大井沢小学校周辺の現状について

（２）注意喚起の標識について

２　中学校武道場のエアコン設置について　［市長・担当部長］

（１）小中学校屋内運動場のエアコン設置状況について

（２）中学校の武道場へのエアコン設置について

３番　山　田　美枝子　議員

１　高齢者の公共交通の充実について　［市長・担当部長］

（１）市営コミュニティバスの現状と増便予定

（２）デマンド乗合交通の増便と市民の声

（３）げんき館、いこいの郷、公民館などへの高齢者の移動手段の確保が喫緊の課題であるが、その対策は

２　介護施設の現況について　［市長・担当部長］

（１）特別養護老人ホームの待機者数と待機期間、入居費用は

（２）市内の介護施設、デイサービスの利用者数及び平均負担額は

（３）介護従事者の平均年齢、定着率は

（４）守谷市独自の介護従事者への配慮は

報　告	頁　数
１７号	２２

3　市長の所信表明について　［市長・担当部長］

（1）地域公共交通の具体的財政措置は

（2）「利用目的のない未利用市有地を売却」とあるが、松ケ丘六丁目市有地は含まれるのか

（3）市長直轄の「防災危機管理課」の人員、場所は

4番　山　本　広　行　議員

1　防犯灯の設置基準について　［市長・担当部長］

（1）市内防犯灯の設置基数は

（2）他市と比較し、設置基数は過剰かどうか

（3）自治会からの新規設置要望数は年間でいかほどあるのか

（4）今後の維持を含めて課題は

2　３０１０運動について　［市長・担当部長］

（1）３０１０運動の発端は

（2）現状の効果は

（3）今後の認知、また意識付けをするには

（4）市長の見解は

5番　梅　木　伸　治　議員

1　街路樹と公園植栽について　［市長・担当部長］

（1）木の選定

（2）落葉の処理

2　開発区域内の緑地について

（1）植栽の管理

6番　青　木　公　達　議員

1　ダブルケアラーについて　［市長・担当部長］

（1）守谷市におけるダブルケアラーの実態は把握しているか

ア　ダブルケアの定義は

イ　守谷市の実態は

ウ　今後の対策の見通しは

7番　実　好　敏　正　議員

1　公共交通について　［市長・担当部長］

（1）デマンド乗合交通とモコバスのサービス水準の見直しの進捗

ア　優先度の差異について

イ　公共交通サービスの在り方について

8番　椎　名　愛　子　議員

1　守谷市の不登校支援について　［市長・担当部長］

（1）これまでの取組と現状の確認

（2）今後の取組について

ア　校内フリースペースの全校配置について

イ　新年度予算について

9番　堤　　茂　信　議員

1　災害時の避難所・避難場所について　［担当部長］

（1）避難所・避難場所について

（2）車両避難場所について

（3）福祉避難所について

（4）防災危機管理課について

2　地域生活支援拠点等の整備について　［担当部長］

（1）地域生活支援拠点等の整備状況について

（2）地域生活支援拠点等の型と方向性について

（3）地域生活支援拠点等の整備の課題とスケジュールについて

10番　海老原　博　幸　議員

1　守谷市の人口ビジョン総合戦略について　市長・担当部長］

（1）今後の人口推移について

（2）守谷市としての重点政策

（3）子育て支援政策について

2　保育所の入所について　［市長・担当部長］

報　告	頁　数
17号	24

（１）現状の待機児童数
（２）来年度の申し込み状況
（３）入所についての決定方法について
（４）妊娠中に転入してきた場合の特別措置について

３　ふるさと納税窓口業者への予算増額について　［担当部長］
（１）目的
（２）増額金額の根拠
（３）現在増額された予算での具体的な実施内容

１１番　首　藤　太　亮　議員

１　わくわく子育て王国もりやについて　［市長・担当部長］
（１）子ども食堂の現状と今後について
　ア　子ども食堂の現状は
　イ　子ども食堂の現状の課題と今後について
（２）遊育施設について
　ア　施設の現状は
　イ　施設への交通手段について
　ウ　今後の新たな施設について
（３）ファミリーサポートセンターについて

２　いきいきシニア王国もりやについて　［市長・担当部長］
（１）高齢者の安心安全なまちづくりへ
　ア　一人暮らし高齢者への施策について
　イ　現実的な公共交通の全容について

３　王国もりやのみらいづくりについて　［市長・担当部長］
（１）守谷駅の今後の重要性について
（２）地域活性化と民間活力について
（３）空き家対策について

報　告	頁　数
１７号	２５

１２番　渡　辺　大　士　議員

１　市内の未利用市有地及び有効活用されていない施設、土地について

［担当部長］

（１）利用目的のない未利用市有地について

（２）施設・土地の有効活用がされていない判断の基準について

（３）管理費について

（４）売却までのプロセスについて

１３番　高　梨　　隆　議員

１　不登校児童生徒の支援について　［市長・担当部長］

（１)不登校児童生徒の現状について

（２)不登校児童生徒の学びの状況把握と対策

（３)不登校児童生徒の学習評価の見直しは

１４番　滝　川　竜　雅　議員

１　「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組について　［市長・担当部長］

（１）　ゼロカーボンシティ実現に向けた守谷市の主な取組について

（２）廃棄物と環境を考える協議会について

（３）守谷市低炭素まちづくり計画について

（４）守谷市地球温暖化対策実行計画について

（５）守谷版グリーンインフラについて

２　ブランチ守谷について　［市長・担当部長］

（１）ブランチ守谷の現状と今後

報　告	頁　数
17号	26

２番　永　盛　　いずみ　議員

報　告	頁　数
17号	27

２番　永盛　いずみ　議員　　〔交通防災課〕

１　危険な道路の表示について

（１）大井沢小学校周辺の現状について

〔質問の趣旨〕

大井沢小学校周辺の道路について、「とび出し注意」などの注意を促す看板や外側線など路面標示が薄くなっており、目立たない状態になっている。

小学校に近く子供たちも多く利用している道路のため、補修等の対策はできないか。

〔回答〕

「とび出し注意」などの児童に注意を促す看板につきましては、現在市と交通ルールを守る会とＰＴＡとの連名になっており、目立たない状況になっておりますので、関係機関と調整し、より目立つ看板に交換するなどの対策を講じます。

また、外側線等の路面標示につきましては、主に幹線道路において、年次計画を立て実施しているところです。

そのほかの一般道路につきましても、市民からの要望対応に加えて、職員によるパトロールを実施し、順次対応しております。

●参考

外側線（R6 年度実施予定：建設課）

（R6：102 号線新守谷付近・第一病院付近、103 号線南守谷ファミリー歯科～郷州小学校前交差点、105 号線ジョイフル～けやき中付近 4.0 ㎞、R7：101 号線松前台、106 号線 3 か所、107 号線ファミマ鈴塚付近 2.2 ㎞）

（２）注意喚起の標識について

〔質問の趣旨〕

道路上には交通安全対策の一環として、注意標示がされているところもありますが、特に大井沢小学校周辺の道路についても表示することはできないか。

〔回答〕

市では交通事故を防止する安全対策として、自治会等から要望のあった箇所については、職員が現地を確認し、対策が必要な箇所については、「カーブミラー」や、子供飛び出し注意などの「注意喚起看板」さらには、学童注意などの「路面標示」などで対応しております。

ご指摘の道路につきましても、現地を確認し必要であれば、対応いたします。

２番　永盛　いずみ　議員　　〔学校教育課〕

２　中学校武道場のエアコン設置について

（１）小中学校屋内運動場のエアコン設置状況について

〔質問の趣旨〕

現在の小中学校屋内運動場（体育館）へのエアコン設置状況と、今後の予定についてどのようになっているか。

〔回答〕

体育館へのエアコン設置については、体育館空調設備設置工事として、令和４年度から教育環境及び避難所環境の向上を図る目的で開始し、現在、小学校９校中７校、中学校４校中３校の屋内運動場にエアコン設置済みとなっています。今年度は、（交通防災課により）守谷中学校屋内運動場へのエアコン設置工事を進めており、来年１月末までに工事が完了する予定です。

来年度は、大井沢小学校と松ケ丘小学校の屋内運動場大規模改修工事を予定しており、工事の中でエアコンを設置していく計画となっています。この２校の工事は令和８年２月末頃に完了する予定となっており、終了しますと、守谷市立小中学校屋内運動場の全てにエアコンが設置されている状況となります。

●体育館空調設置工事

年度	学校					
R4	愛宕中（大）	大野小（交）	高野小（交）	黒内小（交）	御所中（交）	けや中（交）
R5	御所小（大）	郷州小（交）	松前（交）	守谷小（交）		
R6	守谷中（交）					
R7	大井沢（大）	松丘小（大）				

（大）大規模改修工事時に実施　（交）避難施設改修工事として交通防災課が実施

（２）中学校の武道場へのエアコン設置について

〔質問の趣旨〕

市内中学校４校に武道場があるが、エアコンが設置されていない。ここ数年は猛暑が続いており、子どもたちが暑い中活動していることを考えると、熱中症対策として武道場にもエアコンの設置をぜひお願いしたい。

〔回答〕

中学校の武道場は、体育の武道授業（柔道、剣道、相撲、空手からの選択）のほか、部活動（柔道部、剣道部、卓球部）に利用されています。

部活動としては毎日２、３時間程度利用されていますが、武道の授業は、ほとんどの学校で秋に実施されているほか、３年間の内、生徒一人

当たり１０時間程度の授業時間であり、屋内運動場と比べると、使用頻度が低い状況にあります。

そのため、これまで武道場の暑さ対策は、スポットクーラーを借り上げて対応してまいりました。しかし、近年の猛暑により夏場は、スポットクーラーによる効果にも限界があると感じております。

そこで、武道場において、子どもたちが安心して授業や部活動に打ち込めるよう、エアコンの設置に向け検討してまいりたいと思います。

改修計画

	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030	令和13年度 2031	令和14年度 2032
体育館	守谷小学校　LED改修 築1982年 42年	大井沢小学校 築1994年 31年				松前台小学校 築1989年 40年		けやき台中学校 築1991年 40年	黒内小学校 築1981年 51年
	黒内小学校　LED改修 築1981年 43年	松ケ丘小学校 築1993年 32年							
武道場					守谷中学校 築1979年 49年			愛宕中学校 築1984年 47年	けやき台中学校 築1991年 41年

・御所ケ丘中学校武道場は令和元年にトイレ、外壁改修工事済

武道場利用状況

	守谷中	愛宕中	御所ケ丘中	けやき台中
授業	体育（剣道・空手）時に使用	体育（剣道、マット）に使用	体育（卓球）に使用	体育（剣道）に使用
部活動	週11時間 （柔道部・剣道部）	週14時間 （卓球、バスケ、テニス、サッカー部雨天時・熱中症対策で使用）	週15時間 （剣道部・卓球部）	週11時間 （剣道部）
長期休業	1日2時間（部活動）	1日2時間（部活動、雨天時・熱中症対策で使用）	2時間から6時間（部活動）	3時間（剣道部）
		※愛宕中は武道の部活なし		

報告 17号　頁数 30

8番　椎　名　愛　子　議員

報　告	頁　数
17号	31

８番　椎名　愛子　議員　　〔教育指導課〕

１　守谷市の不登校支援について

（１）これまでの取組と現状の確認

〔質問の趣旨〕

市内の児童生徒の不登校と不登校対策の現状について、お聞かせ願いたい。

〔回答〕

令和５年度の市内の不登校児童生徒数は、小学校は７５人、中学校は１３５人となっております。

本年度につきましては、１０月末現在で小学校６２名、中学校１０４名で１６６名となっております。

不登校対策の現状としましては、登校している児童生徒については、市で雇用しているSSWや総合教育支援センター所属の相談員が対応しています。さらに、県から派遣されているSCが相談にのり心の安定を図っています。先月（１１月）は、小学校で１０名、中学校で１０名の登校に不安を感じている児童生徒に対してSSWが対応しました。さらに、延べ１６回の家庭訪問を実施したり、家庭児童相談室やのびのび子育て課等の相談機関につないだりしています。

教室に入りにくい児童生徒に関しては、校内にあるフリースペースが居場所となっています。先月（１１月）は、小学校で３３名、中学校で４２名の児童生徒が校内フリースペースを利用していました。学校に足が向かない児童生徒には、適応指導教室「はばたき」が学習を進めたり、友だちとの交流を深めたりする場になっています。先月（１１月）は、小学生２名と中学生１２名が「はばたき」を利用し、５名の生徒が体験通室を行っています。

（２）今後の取組について

ア　校内フリースペースの全校配置について

〔質問の趣旨〕

校内フリースペース設置への要望が多い。全校配置されるのか、改めてお聞かせ願いたい。

〔回答〕

市内中学校と４つの小学校に校内フリースペースが設置され２年目に入りました。昨年度は小学校で１４名、中学校で１６名が教室復帰を果たしました。令和４年度には２３３名だった不登校児童生徒は、令和５年度には２１０名となり、２３名減少しております。現在、校内フリースペースが設置されていない小学校においても、フリースペースの利用の希望が挙がっていることから、全校配置に向けて、令和７年度予算

要望に計上しています。

イ　新年度予算について

〔質問の趣旨〕

現在のフリースペース設置に対して、どのくらいの予算を要しているのか。また、全校配置するためには、増額がどの程度なのかお聞かせください。

〔回答〕

今年度は、８名のフリースペース支援員を配置しており報酬や消耗品費等を併せて約２，２００万円の予算を要しています。今後、全校配置に向けて、５名の支援員を追加配置する必要があり、現在、令和７年度の予算として約５，０００万円を要望しています。

１３番　高　梨　　隆　議員

報　告	頁　数
17号	34

１３番　高梨　隆　議員　　〔教育指導課〕

１　不登校児童生徒の支援について

（１）不登校児童生徒の現状について

〔質問の趣旨〕

８番・椎名愛子議員の質問の中で回答があるので質問しない。

（２）不登校児童生徒の学びの状況把握と対策

〔質問の趣旨〕

①　フリースペースに来室している児童生徒はどのように過ごしているのか。

②　家で過ごす児童生徒はどのようにすごしているのか。

③　民間等の居場所の利用

④　ネットなどの通信教育の利用者

⑤　今後の新たな学びの場所づくりと指導教員などの配置について

⑥　オンラインの環境を整備し、不登校児童生徒の自宅で学習指導ができないか。

〔回答〕

①　本市の校内フリースペースは、４つのフリーを大切にしてきました。その中で、自分で活動内容を決定する「内容のフリー」を掲げています。フリースペース支援員からの報告によると、学級担任や教科担任から出された課題に取り組む児童生徒が見られる中で、イラストを描いたりパズルを楽しんだりする姿や、折り紙でたくさんの作品を創ったり読書をしたりして過ごしています。

教室の中で授業を受けることが難しいけれど、フリースペース支援員と一緒に教室の傍のオープンスペースに机と椅子を運んで、授業を受けることができるようになった児童の報告も挙げられています。

②　不登校の小中学生が家でどのように過ごしているのか、具体的な行動や過ごし方については、一人ひとりで大きく異なります。

市内小中学校からの報告によりますと、自分のペースに合わせて起床し、学習に取り組んでいる児童生徒もおります。学校からの課題や学習プリントに取り組んだり、家の手伝いをしたりして過ごすことも見られます。中には、ゲーム、アニメ、創作活動など、自分の好きなことに長時間没頭するケースも多いようです。

③　毎月、市立小中学校から提出してもらっている、長期欠席（不登校等）児童生徒に対する援助指導状況調査報告書によると、１０月末現在において、民間施設を利用している不登校児童生徒は１１名おります。市内の児童発達支援施設や市外、県外のフリースクール等に通っています。

④　市内小中学校からの報告によりますと、民間によるオンラインで学ぶことができるフリースクールやｅラーニング教材を活用して学習に取り組む児童生徒が数名おります。

⑤　これまで成果を挙げてきている校内フリースペースを、さらに拡充していきたいと考えています。現在、未設置の小学校５校についても次年度の整備を目指し、学校に通うのが難しい児童にとっての学びの場所づくりを進めていきます。

　不登校対策の一環として、メタバース（仮想空間）による新たな学びの構築を進めている都道府県、市町村もあります。システムの運用や人材配置のために大規模な財源が必要であり、市単独での実施は難しいと考え、県に要望をしているところです。

⑥　コロナ禍において休校をしていた際に、オンライン授業を実施してきたこともありますので、要望があった際には、不登校児童生徒の自宅で学習指導に対応するのは可能です。教室に入るのは難しいものの、校内フリースペースで生活をしている生徒の中で、教室とオンラインで繋いで、授業を受けられるようにする取組をしている例もあります。また、先ほど申し上げたような、メタバースによる新たな学びの場を準備することによって、家から外に出ることが難しい児童生徒にとっての学習環境を整えていければと考えています。

（３）不登校児童生徒の学習評価の見直しは

〔質問の趣旨〕

①　中学校で不登校生徒の進学先の現状は
②　不登校生徒の進路相談や保護者面談などについて
③　病気・不登校などにより長期欠席の児童生徒の成績評価は
④　不登校生徒の高校進学の選択が制限される現状を改善するために多様な学びや能力を成績に反映できないか
⑤　不登校児童生徒の経済的な保護者支援について

〔回答〕

①　令和５年度に実施された「中学校等卒業生の進学先調査の集計結果」によりますと、主な進学先として、通信制高校（つくば開成、第一学院、翔洋学園高校等）や県立高校や私立高校、専門学校等が挙げられています。

②　学級担任を中心に、必要に応じて進路指導主事や学年主任を交えて進路相談や保護者面談を実施しています。他の生徒と同様に夏季休業中と１１月に三者面談を実施し、その際に進路希望を確認するようにしています。長期の欠席だったり、学校での面談が難しかったりする場合には、SSW による家庭訪問を実施し、進路実現に向けた情報提供を行うこと

もあります。

③　令和５年３月に文部科学省によって取りまとめられた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」においては、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行った学習の成果が成績に反映されるようにすることとしており、令和６年８月には、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を一定の要件の下で成績評価できることが法令に位置づけられました。これらのことについて市立小中学校に周知し、教育支援センターや民間のフリースクール、自宅等でのオンラインなどにおいて学習している児童生徒の努力を学校として積極的に評価するようにしています。

④　不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映するために、文部科学省は次の３つの要件を挙げています。

１）成績評価を行うに当たり、不登校児童生徒の学習の計画・内容が不登校児童生徒の在籍する学校の教育課程に照らし適切と認められるか確認を行うこと。

２）学校と保護者等の間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握すること。

３）保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等を把握するのみならず、学校が、不登校児童生徒本人と直接関わりを継続すること。

不登校生徒の多様な学びや能力を成績に反映することができるように、これまで以上に、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係を構築していく必要があると考えています。

⑤　茨城県フリースクール連携推進事業費補助金交付要項により、「茨城県内に居住していること。」「経済的な事情のある世帯（住民税非課世帯、要保護世帯又は準要保護世帯）であること。」の条件に合致すればフリースクールの授業料に対し、児童生徒１人につき１か月あたり 15,000 円の補助があります。このことについては、教育委員会より学校を通して保護者に周知をしています。